

業 務 概 要

平成27年度版（平成26年度実績）

島根県立心と体の相談センター

目 次

はじめに

I センターの概要	1
1. 目的	
2. 沿革	
3. 所在地	
4. 組織・職員配置及び所管業務	
5. 平成27年度運営方針	
6. 平成27年度年間行事予定	
II 平成26年度事業実績	
◇身体障害者更生相談所編	
1. 相談・判定業務の実績	7
(1) 来所・定期相談	
(2) 巡回相談	
(3) 補装具・更生医療の判定	
(4) 補装具判定事務処理及び自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ	
2. 身体障害者手帳の交付状況	9
(1) 身体障害者手帳交付件数の年度別推移	
(2) 平成26年度の身体障害者手帳処理状況	
(3) 平成26年度の市町村別発行件数	
(4) 平成26年度末の所持者数	
(5) 法第15条の規定による医師の指定について	
(6) 手帳申請から発行までの流れ	
3. 市町村障がい者福祉業務担当職員研修会	11
◇知的障害者更生相談所編	
1. 相談と判定	13
(1) 相談	
(2) 判定	
2. 判定書交付	13
3. 会議、研修会	14
4. 療育手帳判定・手帳交付事務の流れ	15
◇精神保健福祉センター編	
1. 技術指導・技術援助	17
(1) 事業実績	
(2) 精神保健福祉業務担当者連絡会議	
(3) 精神保健福祉業務技術援助連絡会	
2. 普及啓発	18
(1) 講演会	
(2) ビデオ・DVDの貸し出し	
3. 精神保健福祉相談	19
(1) 来所相談	
(2) 電話相談「心のダイヤル」	
4. 組織育成	21
(1) 島根県精神保健福祉会連合会	
(2) 島根県精神保健福祉協会	
(3) 精神保健ボランティア組織	
(4) ソーシャルクラブ（当事者による自助グループ）	
(5) 精神当事者連絡会・精神保健福祉会連合会交流会	
(6) ほほえみの風イベント	
5. 特定相談指導事業	24
(1) アルコール関連問題	
(2) 思春期精神保健	

6. ギャンブル依存症相談関連事業	28
7. 調査・研究事業	29
8. 自死対策情報センター事業	32
9. 自死遺族支援	34
10. 精神医療審査会	35
(1) 精神医療審査会における審査事項	
(2) 事務処理の流れ	
(3) 精神医療審査会の審査状況	
11. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の判定	37
(1) 平成26年度精神障害者保健福祉手帳等判定審査会	
(2) 平成26年度月別承認状況	
(3) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）事務の流れ	

◇高次脳機能障がい県支援拠点編

1. 相談支援コーディネーター業務	39
2. 圏域相談支援拠点業務	40
3. 連携確保・連携調整	41

Ⅲ 資料

1. 島根県立心と体の相談センター条例	43
2. 市町村の障がい者福祉担当窓口	44
3. 各手帳及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付状況	45
(1) 身体障害者手帳	
①市町村別・等級別・年齢別 身体障害者手帳所持者数	
②- 1 市町村別・障がい別・年齢別 身体障害者手帳所持者数	
②- 2 市町村別・障がい別・男女別 身体障害者手帳所持者数	
③障がい別・等級別・年齢別 身体障害者手帳所持者数	
④身体障害者手帳所持者数・障がい別推移	
(2) 自立支援医療費（精神通院医療）精神障害者保健福祉手帳	
①市町村別自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳所持者数	
②精神障害者保健福祉手帳 月別承認状況	
③市町村別・年齢階層別・男女別 自立支援医療（精神通院医療）受給者数	
④市町村別・年齢区分別・等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数	
(3) 療育手帳	
①市町村別・年齢区分及び障害程度別 療育手帳所持者数	
②相談・判定状況（過去5年間）	
4. 身体障害者補装具・更生医療の判定	56
(1) 補装具判定業務委託医療機関	
(2) 平成26年度障害別補装具・更生医療の判定状況	
(3) 平成26年度市町村別判定状況	
5. 身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳によるサービス	59
(1) 税制（主なもの）	
(2) 共通の各種割引制度等	
(3) 市町村別助成事業	
(4) 県立施設の利用料減免	
(5) 福祉医療費助成制度	
6. 手帳所持を条件としないサービス（交通費助成等）	68
7. 精神科病院及び精神科標榜病院・診療所一覧	70
(1) 精神科病院（精神病床を有する病院）	
(2) 精神科病院以外の精神科を標榜する病院又は診療所	
(3) 認知症治療病棟設置病院	
(4) 応急入院指定病院	
8. 精神保健福祉デイ・ケア、グループ一覧	72
(1) 精神保健福祉デイ・ケア	
(2) 行政機関が開催するグループ活動	
9. 精神家族会一覧	74
10. 精神保健ボランティア組織一覧	76
11. 精神当事者会一覧	77

はじめに

鳥根県立心と体の相談センターの平成27年度版（平成26年度実績）の業務概要をお届けします。

当センターは、精神・知的・身体の3障がいを経済的に支援するという観点から、精神保健福祉センター・知的障害者更生相談所・身体障害者更生相談所の3機能を合わせたセンターとして、平成17年4月に設置されて以来、10年が経過いたしました。

開設10年目にあたる平成26年度に、当センターが最も力を入れて取り組んだことは、ひきこもり支援です。平成25年11月に、県内の民生委員・児童委員1,632人の方のご協力で、ひきこもり等に関する実態調査が行われました。その結果、県内にひきこもり状態の方は把握できただけで1,040人おられ、その53%が40歳代以上ということがわかりました。この結果をふまえ、当センターでは、それまで県内2カ所で行っていた「ひきこもり家族教室」を、県内7カ所で開催するなど、ひきこもり支援の拡充に努めました。こうした経緯もあり、平成27年4月には、「鳥根県ひきこもり支援センター」を、当センター内に開設することになりました。

ひきこもり支援と並んで、平成26年度に当センターが力を入れて取り組んだことは、自死対策です。その中でも、自死の危険がある方に「気づき」「声をかけ」「支援につながる」ことができる「ゲートキーパー」を養成する事業については、オーストラリアで開発された「メンタルヘルス・ファーストエイド」など、先進的なプログラムも取り入れながら、取り組んでいるところです。

以上ほんの一例ですが、当センターとしては、精神・知的・身体の3障がいについてのセンター業務のみならず、高次脳機能障がい者支援など、さまざまな分野について、全職員が全力をあげて取り組みを行っています。職員一同、当センターの役割を自覚し、引き続き、「丁寧」「公平・公正」「迅速」な対応を心がけて業務にあたっていきたいと思っております。当センターへのこれまでの御支援・御協力に感謝しますとともに、今後とも御指導のほど、どうぞよろしく願いいたします。

鳥根県立心と体の相談センター
所長 小原 圭司

I センターの概要

I センターの概要

1. 目 的

心と体の相談センターは、障がい者の相談支援機関として従来は障がい別に設置されていた、身体障害者福祉法に基づく「身体障害者更生相談所」、精神保健福祉法に基づく「精神保健福祉センター」及び知的障害者福祉法に基づく「知的障害者更生相談所」（各児童相談所に併設）の3機関を統合した県の行政機関です。

障がいの種別にかかわらず、自立支援のための福祉サービスの一元化とその進展をめざし、障がいのある方及び精神保健に関する相談・支援、市町村等への技術援助等を総合的にを行うことを目的として、平成17年4月に設置されました。

2. 沿 革

（身体障害者更生相談所）

- | | |
|----------|---|
| 昭和26年9月 | 松江市朝日町に鳥根県身体障害者更生相談所設置（県立朝日更生園に併置） |
| 昭和38年8月 | 県立身体障害者総合指導所（朝日更生園が改称）とともに松江市大輪町に移転 |
| 昭和63年10月 | 県立身体障害者授産センター（身体障害者総合指導所が改組）とともに松江市打出町に移転 |

（知的障害者更生相談所）

- | | |
|-----------|--|
| 昭和35年7月1日 | 松江市朝日町に鳥根県精神薄弱者更生相談所設置（鳥根県身体障害者更生相談所に併置） |
| 昭和52年4月1日 | 松江精神薄弱者更生相談所（中央児童相談所に付置）
浜田精神薄弱者更生相談所（浜田児童相談所に付置）設置 |
| 昭和63年4月1日 | 出雲精神薄弱者更生相談所（出雲児童相談所に付置）
益田精神薄弱者更生相談所（益田児童相談所に付置）設置 |
| 平成11年4月1日 | 知的障害者更生相談所に名称変更 |

*平成10年9月 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律（平成10年 法律第110号）に基づき名称変更

（精神保健福祉センター）

- | | |
|------------|----------------------------------|
| 昭和53年10月1日 | 松江市大輪町（松江衛生合同庁舎内）に鳥根県立精神衛生センター設置 |
| 昭和63年7月19日 | 鳥根県立精神保健センターと名称変更 |
| 平成7年7月11日 | 鳥根県立精神保健福祉センターと名称変更 |

（心と体の相談センター）

- | | |
|-----------|---|
| 平成17年4月1日 | 上記の3機関を統合し、鳥根県立心と体の相談センター設置（松江市東津田町 いきいきプラザ島根内） |
|-----------|---|

3. 所 在 地

〒690-0011 鳥根県松江市東津田町1741番地3
いきいきプラザ島根（2階）

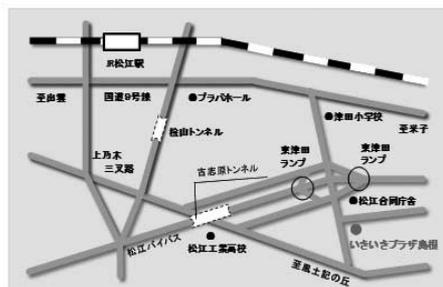
代表TEL：0852-32-5905・5908

相談専用TEL：0852-21-2885

自死遺族相談専用TEL：0852-21-2045

F A X：0852-32-5924

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kokoro/>



松江市営バス「南循環線外回り」、「県合同庁舎行き」で「県合同庁舎前」停留所下車

4. 組織・職員配置及び所管業務

(平成27年4月1日現在)

(1) 組織及び所管業務

所長 技術（医師） 1

副所長 事務 1

所長の補佐及び代理
人事・サービス
危機管理
精神保健福祉協会事務

地域支援課 事務 4、技術 2、嘱託 3 臨時職員 1

予算・会計・庶務事務
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付
自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付
自立支援医療（更生医療）・補装具の給付判定
身体障害者福祉法に基づく医師の指定

相談判定課 技術 6、事務 1、嘱託 3

心の相談及び障がい者の保健・医療・福祉に係る専門相談
精神医療審査会の運営
精神保健福祉に関する市町村・保健所等への技術支援
精神障がい者関連組織の育成支援及び団体支援
障がいの程度及び心理的・職能的判定
療育手帳の判定・交付
知的障がい者の巡回相談、判定
精神保健福祉に係る各種研修、普及啓発、調査研究
ひきこもり支援センター業務（個別相談、少人数グループ活動、ひきこもり家族教室等）
高次脳機能障がいの県支援拠点業務
自死対策情報センター事業、自死遺族支援
診療所事務

(2) 職員等の配置状況

(職員)	所長（精神科医）	1	
	22名 副所長（事務職）	1	
	保健師	1	
	看護師	1	
	作業療法士	1	
	心理判定員	4	
	精神保健福祉士	1	
	事務職	5	
	嘱託	6	
	臨時職員	1	
(嘱託医)	少人数グループ活動、診療等	1	(精神科医)
	17名 身体障がい者に関する医学的判定	6	
	精神障がい者に関する医学的判定	6	
(兼務職員)	知的障がい者に関する医学的判定	4	(児相と兼務)
	※療育手帳の判定業務（18才以上新規）		
	13名 中央児童相談所隠岐相談室	1	
	出雲児童相談所判定保護課	5	
	浜田児童相談所判定保護課	4	
	益田児童相談所判定保護課	3	

5. 平成27年度運営方針

【センターの目標】

3 障がいに関する相談支援機関を統合して設置されたことを踏まえ、様々な障がいについて、総合的かつ専門的な相談支援を行います。また、県民一人ひとりの心の健康を保持・増進する中核的な機関としての役割を果たします。

(基本指針)

- ① 心の健康に関する相談をはじめ、様々な障がいについて隙間のない相談支援を行います。相談支援に当たっては、相手方の尊厳、自己決定や自立支援の観点に最大限配慮しながら懇切丁寧に対応します。
- ② 障がい者手帳、補装具、自立支援医療（更生・精神通院）に関する事務を迅速・的確に行います。
- ③ 専門的な相談機関として、市町村や関係機関に対し、適切な技術支援を行います。
- ④ 県民の皆様に対し、心の健康や障がい福祉への理解を深めるための広報に積極的に取り組みます。また、支援関係者及び市町村等に対し、分かりやすく効果的な情報提供や研修を行います。

【今年度の重点目標】

- 1 本庁、保健所及び関係機関と連携を図りながら、「ひきこもり支援センター」の円滑な立ち上げと着実な事業推進に努める。
- 2 効果的な自死対策研修プログラムを検討し、各圏域での取組の一層の充実を図る。また、関係機関への適切な情報提供を行う。
- 3 高次脳機能障がいや依存症等の重点課題について、専門性の更なる向上を図り、より適切な支援を実施する。
- 4 各手帳、自立支援医療及び補装具の審査判定に当たっては、正確迅速を旨とし、分かりやすい資料・文書作成に努め、当事者、市町村、医療関係者の制度理解を深める。
- 5 相談支援に当たっては、相手方の尊厳、自己決定や自立支援の観点に最大限配慮しながら各制度や社会資源に関する正確な知識に基づいて、懇切丁寧に行う。
- 6 センターの業務、障がい福祉施策や障がい理解を深めるための広報を積極的に行う。

6. 平成27年度 年間行事予定

[△は期日未定]

区分	事業名(開催地等)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 会議・研修会等													
アルコー関連問題	地域セミナー、学校セミナー				15日(隠岐島前)						隠岐島後△		
	学校セミナー人材育成研修会				15日(隠岐島前) 30日(雲南)								
ギャンブル関連問題	関係者会議					28日 出雲市斐川町							
	日本アルコー関連問題学会							11日～13日 神戸市 16日 松江台庁					
思春期精神保健	関係者セミナー							△					
	研修会												
ひきこもり支援	小集団グループ活動「クローバー」 (毎週木曜日)			毎(木)	毎(木)	毎(木)	毎(木)	毎(木)	毎(木)	毎(木)	毎(木)	毎(木)	毎(木)
	グループ家族会					△						△	
団体支援	家族教室(7圏域で開催)				浜田・出雲・ 松江	東島・雲南・ 益田	浜田・出雲・ 松江・益田	浜田・出雲・ 松江・益田	浜田・出雲・ 松江・益田	15日	16日	△	△
	家族のつどい (基本:偶数月第3火曜日、13:30-15:30)			21日				27日					
高次脳機能障がい者 支援	島根県精神保健福祉協会		28日 理事会・総会 31日総会 松江市	16日	29日中国ブロック 研修会(鳥取県)			△理事会				△ 理事会	△ 理事会・総会
	島根県精神保健福祉協会		28日 役員会	6日 総会・研修会 第1回大会実行 委員会			第2回大会実行 委員会	第3回大会実行 委員会	10日精神保健福祉 大会(松江市)				
市町村障がい福祉 業務担当職員実地実務 指導(未定)	自死遺族のための相談会(随時開催)												
	自死遺族支援研修会										△		
市町村障がい福祉 業務担当職員実地実務 指導(未定)	自死予防対策等関係機関研修会							△					
	ゲートキーパー指導者養成研修会												
市町村障がい福祉 業務担当職員実地実務 指導(未定)	自死対策圏域連絡調整会議												
	支援コーディネーター連絡会議		12日 松江										
市町村障がい福祉 業務担当職員実地実務 指導(未定)	中国ブロック協議会(米子市)												
	全国脳外傷友の会大会・支援コーディネーター研修会		25日(松江) 29日(浜田)										5, 6日
市町村障がい福祉 業務担当職員実地実務 指導(未定)	市町村障がい福祉業務担当職員研修会												
	市町村障がい福祉業務担当職員実地実務指導(未定)												
市町村障がい福祉 業務担当職員実地実務 指導(未定)	市町村障がい福祉業務担当職員実地実務指導(未定)												
	市町村障がい福祉業務担当職員実地実務指導(未定)												

区分	事業名(開催地等)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
② 定例業務	精神障害者保健福祉手帳、精神通院受給者証	出雲HC	8日	12日	10日	14日	11日	9日	13日	11日	8日	12日	11日		
		精神障害者保健福祉手帳等審査会 いきいき	24日	22日	24日	28日	25日	23日	23日	27日	25日	22日	26日	25日	
	補装具等	心と体の相談センター(原則：毎月第4月曜日)	27日	25日	22日	27日	24日	28日	26日	24日	28日	25日	22日	28日	
		定期相談 松江医療センター(原則：偶数月第3次曜日)	16日	11日	11日	20日	20日	20日	15日	15日	17日	18日	18日		
	精神医療	身体障害者手帳等級判定調整会議(月2回)	第1第3次曜日 9:30~												
		精神医療審査会	16日	21日	18日	23日	20日	17日	15日	19日	17日	21日	18日 (全体会)	17日・19日 指定医会議	
	療育手帳	療育手帳判定巡回相談	雲南	12日	17日	7日	20日	8日	15日	10日	10日	13日	13日	16日	
			出雲	(15日)、21日	(19日)、20日	(16日)、23日	(15日)、28日	(11日)、26日	(16日)、29日	7日、(20日)	(18日)、25日	(2日)、15日	(20日)、26日	(3日)、23日	(9日)、22日
			大田	28日		17日				1日		16日		24日	
			川本		13日			25日			17日				8日
浜田			7日	7、8日	2日	1、2日	4日	1、2日	6日	4、5日	1日	6、7日	2日	1、2日	
益田			14、15日		9、10日		18、19日			14、15日		8、9日		16、17日	
隠岐				20、21日					21、22日						
療育手帳交付	毎月定期的に実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→			

Ⅱ 平成 26 年度事業実績

「身体障害者更生相談所編」

Ⅱ 平成26年度事業実績

◇ 身体障害者更生相談所編

1. 相談・判定業務の実績

(1) 来所・定期相談（補装具の判定及び来所相談、電話相談を含む）

- ・心と体の相談センター 毎月第4月曜日の午後
 - ・松江医療センター 2ヶ月に1回（偶数月）第3木曜日の午後
 - ・西部島根医療福祉センター 2ヶ月に1回（偶数月）第3月曜日の午後
- （平成26年度の相談実績）

相談区分	補装具	手帳	医療・その他	合計
相談件数	87	30	1	118

補装具の相談件数は判定関連のもののみであった。

(2) 巡回相談

隠岐島前3町村への巡回相談を医療機関の協力を得て実施しているが、26年度は日程調整が整わず未実施であった。

(3) 補装具・更生医療の判定

補装具判定については、定期相談会場（3会場）と業務委託をする20医療機関で給付及び適合判定を行った。

判定区分	医学的判定				
	補装具			更生医療	
判定件数	給付判定	適合判定	不適	支給判定	不適
	553	273	2	465	0

補装具委託病院

- Ⅲ 資料の4の身体障害者補装具判定業務委託医療機関のとおり
(56ページ)

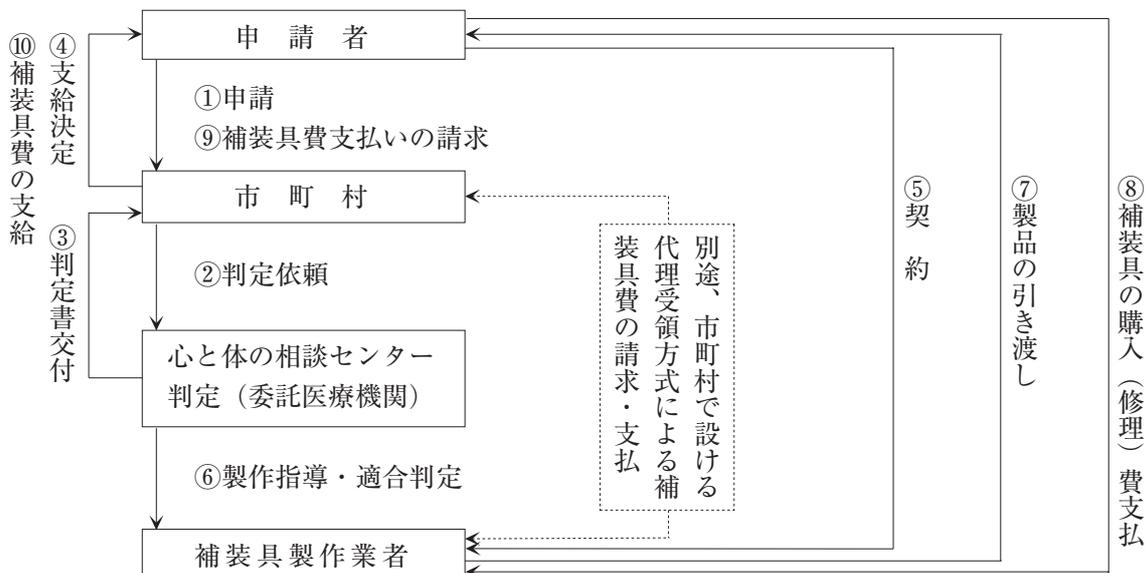
障害別の判定状況

- Ⅲ 資料の4の障害別補装具・更生医療等の判定状況のとおり
(57ページ)

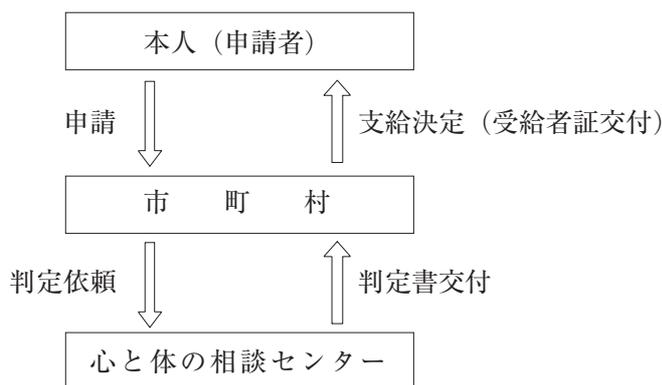
(4) 補装具判定事務処理及び自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ

補装具判定及び自立支援医療（更生医療）判定に係る事務処理の流れは次のとおりである。

◆補装具判定事務処理の流れ



◆自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ



*書類判定（嘱託医により実施）

○書類判定の内容

◇補装具

区 分	判定回数
・補聴器	月に2回
・重度障害者用意思伝達装置	月に1回

◇自立支援医療（更生医療）

区 分	判定回数
・腎臓機能障害、免疫機能障害	月に3～4回
・心臓機能障害	月に3～4回
・肝臓機能障害	月に1回
・肢体不自由	月に1回
・音声・言語・そしゃく機能障害・聴覚障害	月に2回
・視覚障害	月に1回

2. 身体障害者手帳の交付状況

(1) 身体障害者手帳交付件数の年度別推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総件数	3,614	3,647	3,467	3,471	2,938
月平均	301	304	289	289	245

県本庁からの事務移管により、平成5年度から身体障害者手帳の交付事務を行っている。

身体障害者手帳所持者数・障がい別推移については、別添資料のとおり。(45～49ページ)

(2) 平成26年度の身体障害者手帳処理状況

平成26年度は、新規手帳の交付数が1,866件、死亡等による返還数が2,364件、県内転入が81件、県外転出が104件あった。

なお、平成26年度に発行した手帳の内訳は以下のとおりであるが、この他に29件を「非該当」として決定した。非該当となった理由は、肢体不自由の7級の障がい者が1つのみのもの、障がい程度に該当しないもの及び再認定により障がい程度に該当しなくなったものなどであった。(再認定の結果、障がい程度に該当しないものとしての「非該当決定」7件を含む。)

月	発行日	新規	障害変更	破損ほか	再認定	合計
4月	4/15	110	27	23	8	168
	4/30	95	28	21	6	150
5月	5/15	75	23	17	5	120
	5/30	78	23	16	5	122
6月	6/13	78	18	7	7	110
	6/30	90	22	18	13	143
7月	7/15	84	25	19	13	141
	7/31	90	22	23	7	142
8月	8/15	81	24	12	5	122
	8/29	74	17	14	6	111
9月	9/12	72	24	18	9	123
	9/30	61	21	14	9	105
10月	10/15	70	13	18	8	109
	10/31	73	37	17	13	140
11月	11/14	58	25	8	5	96
	11/28	72	26	11	6	115
12月	12/15	77	25	16	10	128
	12/26	63	17	8	7	95
1月	1/15	63	19	9	2	93
	1/30	80	29	10	5	124
2月	2/13	62	15	9	5	91
	2/27	83	19	14	2	118
3月	3/13	78	27	15	5	125
	3/31	99	22	23	3	147
合計		1,866	548	360	164	2,938

(3) 平成26年度の市町村別発行件数

平成26年度に発行した市町村別・事由別・障がい別内訳は以下のとおりである。

それによると、8市合計の手帳発行数は全体の約87%を占めている。

また、障がい別では視覚障害が6%、聴覚障害が13%、肢体不自由が42%、内部障害が39%となっている。

市町村名	発行件数	事由別				障害別			
		新規	障変	破損等	再認定	視覚	聴覚	肢体	内部
松江市	760	468	134	113	45	42	97	336	285
浜田市	275	176	61	31	7	12	34	117	112
出雲市	634	391	118	76	49	46	66	260	262
益田市	225	148	37	22	18	13	42	87	83
大田市	161	105	34	17	5	11	17	57	76
安来市	182	120	34	23	5	8	35	73	66
江津市	117	80	17	16	4	7	16	51	43
雲南市	190	126	37	16	11	20	29	74	67
奥出雲町	77	52	20	2	3	7	9	33	28
飯南町	35	18	13	3	1	1	5	14	15
川本町	22	16	3	2	1	3	6	9	4
美郷町	35	25	6	3	1		2	15	18
邑南町	44	35	5	4		2	2	24	16
津和野町	42	25	8	8	1		3	19	20
吉賀町	43	29	5	7	2	3	13	15	12
海士町	12	7	3	2		2	1	4	5
西ノ島町	19	10	5	4		1	2	7	9
知夫村	2	2					1	1	
隠岐の島町	63	33	8	11	11	8	5	29	21
合計	2,938	1,866	548	360	164	186	385	1,225	1,142

(4) 平成26年度末の所持者数

詳細は別添資料のとおり（45～49ページ）

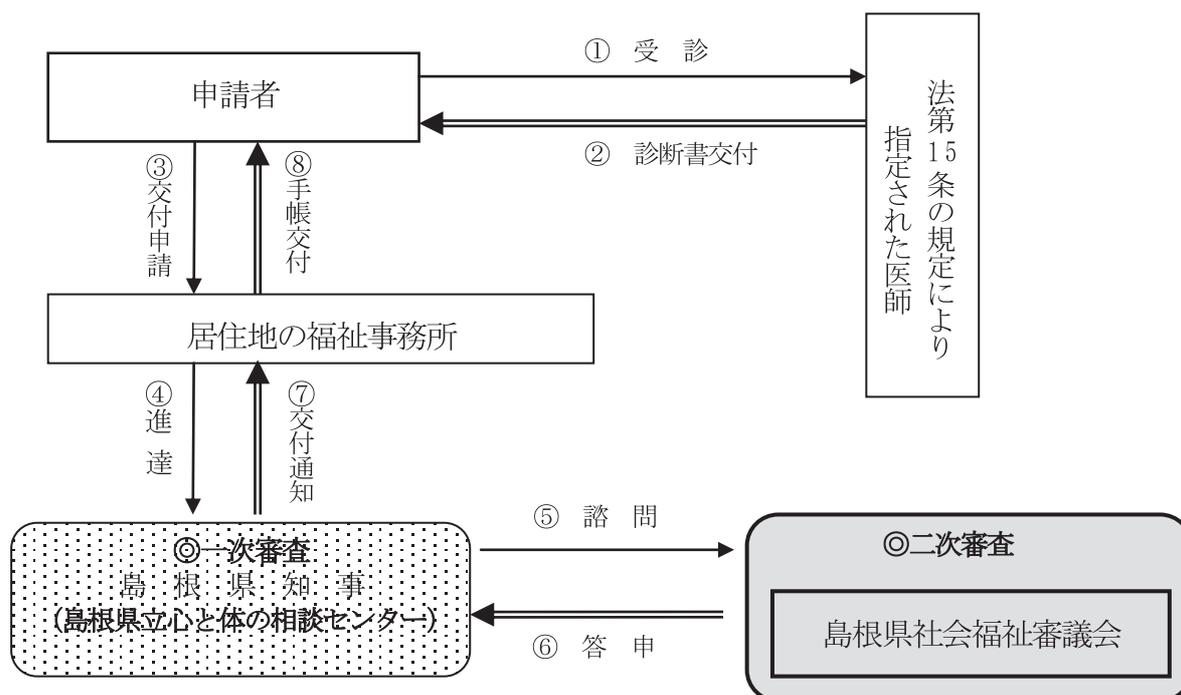
- ① 市町村別・等級別・年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ②-1 市町村別・障がい別・年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ②-2 市町村別・障がい別・男女別 身体障害者手帳所持者数
- ③ 障がい別・等級別・年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移（H7年度～H26年度）

(5) 法第15条の規定による医師の指定について

平成26年度においては、法第15条の規定による新規指定が35名であった。

3月31日現在の指定医師の総数は、辞退届等の提出もあり、1,001名となった。

(6) 手帳申請から発行までの流れ



一次審査…身体障害者福祉法及び身体障害認定基準等に基づき、心と体の相談センターにおいて行う審査をいう。

専門的知識及び技術を必要とする申請については、「身体障害者手帳障害等級認定業務」について委託している専門的医療機関に審査を依頼している。

二次審査…非該当相当の案件については、島根県社会福祉審議会（身体障害者福祉専門分科会審査部会）に諮問し答申を受けて決定している。

なお、2つ以上が重複する障害等級の認定にあたって、認定基準によるものと著しく均衡を欠くと認められるものについても意見を聞くこととしている。

法第15条の規定による医師の指定に関しても諮問を行っている。

3. 市町村障がい者福祉業務担当職員研修会

市町村職員を対象に、身体障害者手帳関係及び補装具・更生医療関係業務に関する制度説明、事務手続き等について理解を深め、適切に事務処理を行っていただくことを目的として次の研修会を開催した。

- (1) 東部会場 参加人員：37名
 日 時：平成26年 5月30日（金） 9時30分～16時
 場 所：県松江合同庁舎 601会議室
- (2) 西部会場 参加人員：26名
 日 時：平成26年 5月13日（火） 9時30分～16時
 場 所：県浜田合同庁舎 中会議室

「知的障害者更生相談所編」

◇ 知的障害者更生相談所編

1. 相談と判定

(1) 相談

① 来所相談

電話・来所により知的障がい者から療育手帳、各種援護制度の利用方法、生活・進路・就労等の相談を受け、知的障がい者の福祉の向上を図っている。平成26年度の受付は455件であり、そのうち療育手帳判定に関する相談が288件（63.3%）、医療保健に関する相談が3件（0.7%）、生活に関する相談が1件（0.2%）、職業に関する相談が4件（0.9%）、その他相談（成年後見人制度利用、障害年金申請に係る情報提供）が159件（34.9%）であった。療育手帳に関するものが全体の約5割を占めており、各種申請に係る情報提供の依頼とあわせ、主な相談となっている。（別表参照）

② 巡回相談

当センターは県内全域を所管しているため、松江圏域を除く障害保健福祉圏域へは定期的に各地区を巡回し、相談を受けている。その他、ケースの状況により障がい者支援施設、病院、家庭等への訪問を実施している。それらもあわせ、平成26年度は116回（延べ派遣スタッフ116人）の巡回相談で444件の相談を受けており、そのほとんどが療育手帳判定に関する相談である。（別表参照）

(2) 判定

① 医学的判定

療育手帳判定等の際、必要に応じて精神医学的立場から臨床診断を行っている。

② 心理学的判定

知能検査、面接等により、知的能力、生活適応能力、生活介護度、行動指導度、治療看護度等を把握し、知的障がいの程度を総合的に判定している。

③ 職能的判定

職業適性、職能を検査により判定している。

平成26年度は930件の判定を行い、そのうち医学的判定が35件、心理学的判定が895件であった。

2. 判定書交付

本人の生活援助方針や進路決定等に役立てるため、本人・家族・市町村からの依頼に応じ、判定書を交付している。療育手帳の交付が697件（77.9%）と最も多く、成年後見人制度利用や障害年金申請に係る情報提供の判定書交付が192件（21.5%）である。

また、障害者総合支援法に基づいて市町村が行う支給要否決定等に関して、当センターは必要な援助を行うこととなっているが、平成26年度は6件（0.7%）判定書を交付した。

平成26年度判定書交付種別件数（別表の再掲）

項目	件数	備考
障害支援区分に関する判定	6件	
療育手帳に関する判定	697件	
その他	192件	（成年後見制度申し立て、年金診断に関するもの）
計	895件	

3. 会議、研修会

○市町村障がい者福祉業務担当職員研修会

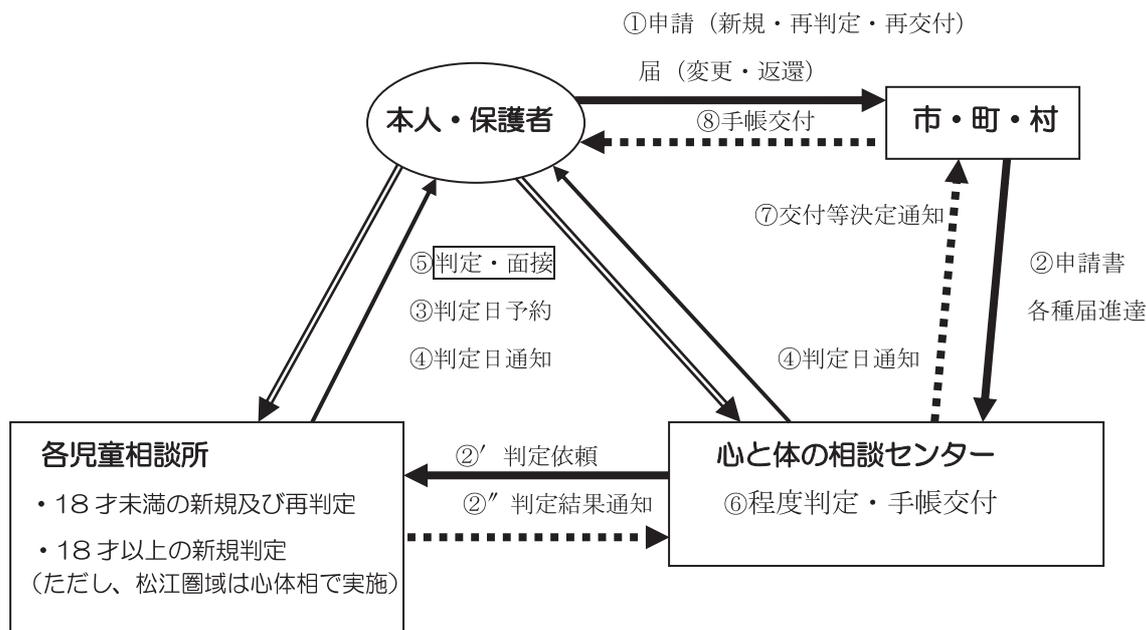
市町村職員を対象に、療育手帳の判定及び交付事務手続き等について理解を深め、適切に事務処理を行っていただくことを目的として次の研修会を開催した。

- (1) 東部会場 参加人員：37名
 日 時：平成26年5月30日（金） 9時30分～16時
 場 所：県松江合同庁舎 601会議室
- (2) 西部会場 参加人員：26名
 日 時：平成26年5月13日（火） 9時30分～16時
 場 所：県浜田合同庁舎 中会議室

別表 平成26年度相談・判定実績（出典：厚生労働省福祉行政報告例）

取扱 実 人数	相 談 内 容									判 定 内 容					判 定 書 交 付 件 数				
	施 設	職 親 委 託	職 業	医 療 保 健	生 活	教 育	療 育 手 帳	そ の 他	計	医 学 的 判 定	心 理 学 的 判 定	職 能 判 定	そ の 他 の 判 定	計	障 害 支 援 区 分	療 育 手 帳	そ の 他 計	計	
来所	455	0	0	4	3	1	0	288	159	455	34	452	0	0	486	6	273	173	452
巡回	444	0	0	0	0	1	0	425	18	444	1	443	0	0	444	0	424	19	443
計	899	0	0	4	3	2	0	713	177	899	35	895	0	0	930	6	697	192	895

4. 療育手帳判定・手帳交付事務の流れ



No.	事項	様式	備考・留意事項
①	・相談 ・手帳交付申請（新規・再判定・再交付） ・内容変更届 ・返還届	様式1号 様式3号 様式4号	・申請者への制度・必要書類等の説明 ・判定日予約、判定会場の説明 ・松江地区以外の新規判定は各児相 ・書類判定あり
②	・申請書進達 ・各種届送付	様式2号1	・住所、氏名等の確認
②'	・児童の判定依頼	様式2号2	・各管轄児童相談所への判定依頼
②''	・判定結果通知	様式2号3	
③	・判定日予約		・申請者への案内
④	・判定日通知		・申請者への通知
⑤	・判定面接		・心理検査及び状況聴取 新規判定は家庭環境、生育歴等の聴取
⑥	・程度判定 手帳交付等決定		
⑦	・交付等決定 ・非該当通知	様式2号4 様式2号5	・申請者への連絡
⑧	・手帳交付		・該当者への交付

- (注) 1. 療育手帳交付に係る各種様式は「島根県療育手帳交付要綱」「島根県療育手帳制度事務取扱要領」を参照。
2. 手帳は1週間に1回の頻度で交付。

「精神保健福祉センター編」

◇ 精神保健福祉センター編

1. 技術指導・技術援助

精神保健福祉活動の推進を図るために、保健所や関係機関からの要請を受け、当センター職員が専門的立場から研修会の講師を務めている。また、会議等への参加も行っている。

(1) 事業実績

	社会復帰	アルコール	薬物	心の健康づくり	ひきこもり	自死関連	犯罪被害	その他	計
保健所	10			5		3		2	20
市町村	2			2		1		1	6
医療施設		4						9	13
障害者支援施設	1							16	17
社会福祉施設				1					1
その他	1		3	9	2	3	2	15	35
計	14	4	3	17	2	7	2	43	92

(2) 精神保健福祉業務担当者連絡会議

当センターと保健所、県障がい福祉課（主催）との連絡会に参加し、精神保健福祉業務に関する意見・情報交換を行い連携を深めた。

年月日	内容
平成26年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉法の改正にかかる業務について 地域生活移行・地域定着支援事業について ひきこもり対策について 自死対策について
平成27年3月20日	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活移行・地域定着支援事業について ひきこもり支援センターについて 自死対策について

(3) 精神保健福祉業務技術援助連絡会

関係機関からの依頼により、関係機関の職員研修会や講演会に講師の派遣を行った。

年月日	派遣内容
平成26年 6月16日	雲南地域家族会研修会（心の健康）
6月27日	出雲市自立支援協議会（社会復帰）
7月10日・8月12日	こころの健康ボランティア養成講座・隠岐（心の健康）
7月24日	生活保護関係職員研修Ⅰ（心の健康）
7月31日	ひきこもり支援関係者会議（ひきこもり）
8月6日	奥出雲町自殺対策連絡協議会（自死関連）
8月18日	地域精神保健福祉業務に携わる保健師等研修会
8月28日	吉賀町民生児童委員協議会研修会・福祉職員研修会（心の健康）
8月28日	津和野町民生児童委員協議会研修会（心の健康）
9月4日・10月2日	大田圏域精神障がい者地域生活移行・地域定着支援関係者研修会（社会復帰）
9月16日・11月26日	精神保健福祉ボランティア養成講座・雲南（心の健康）
9月26日	中国ブロック家族会精神保健福祉促進研修会シンポジウム（心の健康）
9月29日	相談業務相互支援ネットワーク会議（心の健康）
9月29日	精神保健福祉ボランティア養成講座・こころの健康講座（心の健康）
10月22日	日本脳外傷友の会全国大会ボランティア説明会

【第2回】

- 日 時 平成26年12月19日（金） 13：30～14：30
 会 場 宍道中学校大野原分校
 参加者 全生徒（22名）、教職員等
 内 容 ・アルコール依存症当事者の体験談
 発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員
 ・講義「アルコールの正しい知識」
 講 師 県立心と体の相談センター 主任精神保健福祉士 佐藤 寛志

(2) ビデオ・DVDの貸し出し

	保 健 所	医療機関	社会復帰施設	その 他 関係機関	一 般	計
依 存 症	4	4		8		
心 の 健 康	2	5		13		20
精神保健一般		7	6		10	23
ひきこもり						
計	2	12	10	17	10	51

(当センターホームページに貸出ビデオ・DVD一覧掲載)

3. 精神保健福祉相談

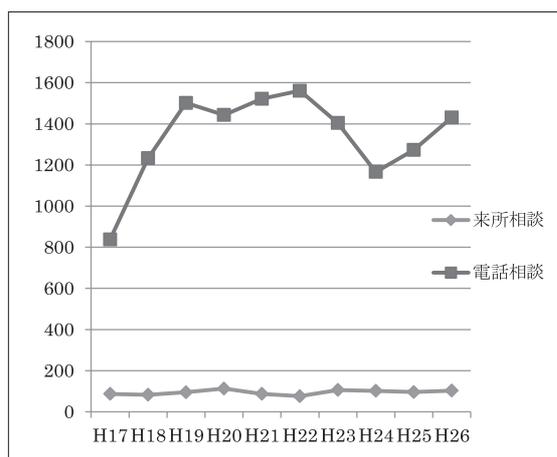
精神保健福祉相談として、当センターにおいて精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談を次のとおり実施した。

【事業内容】

- (1) 来所相談
 (2) 電話相談 「心のダイヤル」

相談件数の推移（診療を含む）

年度	来所相談	電話相談
H16	93（延183）	545
H17	87（延182）	838
H18	83（延168）	1233
H19	95（延213）	1502
H20	113（延294）	1443
H21	87（延226）	1522
H22	76（延175）	1561
H23	106（延154）	1404
H24	102（延153）	1166
H25	96（延152）	1255
H26	103（延217）	1431



(1) 来所相談

① 相談対象者内訳

	相 談				診 療（再掲）	
	男性	女性	不明	合計	男性	女性
実 人 数	72	30	1	103	0	0
延 べ 人 数	170	46	1	217	0	0

② 来所経路

直接	保健所	市町村	医療機関	教育機関	その他	合計
77	5	1	4	0	16	103

③ 相談内容

相談内容		実人数	延べ人数
老人精神保健		4	4
社会復帰		1	1
アルコール関連問題		3	4
薬物関連問題		4	39
ギャンブル関連問題		18	25
思春期精神保健	不登校	6	18
	精神症状・身体症状	1	1
	その他	4	15
心の健康	精神症状・身体症状	24	33
	仕事や職場に関すること	6	9
	家族や家庭に関すること	15	24
	性格、行動に関すること	1	1
	恋愛、結婚、離婚のこと	2	4
	その他	9	32
うつ・うつ状態		1	1
その他の相談		4	6
合計		103	217

④ ひきこもり相談の推移

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
来所相談実人数	25	17	18	18	13	13	19	15	7	10	21

※自宅を中心とした生活で、就学・就労といった社会参加をしていない状態が概ね6ヶ月以上続いている者に関する相談を計上している。なお、統合失調症等明らかな精神疾患の診断を受けている者、前年度から継続して思春期・青年期グループを利用している者については除外している。

⑤ 処遇

処遇	実人員
新規来所終結	48
医療機関紹介	2
保健所紹介	0
その他の機関紹介	2
センターで援助	43
他機関と並行で援助	8
合計	103

(2) 電話相談 「心のダイヤル」

① 相談者別件数

内 訳	男性	女性	合計
本 人	579	562	1141
親	27	117	144
配 偶 者	6	23	29
子	4	18	22
同 胞	7	11	18
その他の親族	6	20	26
友人・同僚等	10	8	18
関 係 機 関	16	6	22
そ の 他	7	4	11
合 計	662	769	1431

② 相談内容別件数

相 談 内 容		件数	割合(%)
老人精神保健	一般	3	0.2
	認知症について	9	0.6
社会復帰		32	2.2
アルコール関連問題		16	1.1
薬物関連問題		37	2.6
ギャンブル関連問題		78	5.4
思春期精神保健	不登校	17	1.2
	不登校以外の学校に関する問題	6	0.4
	精神症状・身体症状	16	1.1
	その他	11	0.8
心の健康	精神症状・身体症状	438	30.6
	仕事や職場に関すること	61	4.3
	家族や家庭に関すること	175	12.2
	職場や家庭以外の問題について	46	3.2
	恋愛・結婚・離婚	31	2.2
	嗜癖行動	4	0.3
	その他	146	10.2
うつ・うつ状態		1	0.1
摂食障害		3	0.2
精神科受診に関すること		14	1.0
その他の相談		287	20.1
合 計		1431	100.0

4. 組織育成

(1) 島根県精神保健福祉会

島根県精神保健福祉会は、昭和50年に島根県精神障害者家族会連合会として事務局を県立中央病院内において発足。その後事務局を県立湖陵病院（現 県立こころの医療センター）、県立精神保健福祉センター（現 県立心と体の相談センター）へと移している。

平成10年に社団法人化され、島根県精神保健福祉会となり、県立精神保健福祉センターの一角に事務局を置いて事業を展開してきた。平成17年からは、いきいきプラザ2階にある当センター前に事務所を置き、精神障がい者に対する差別・偏見の除去、地域福祉の向上を目指して活動を展開している。平成26年4月からは新公益法人制度に伴い一般社団法人となった。

平成27年5月現在の会員数は35団体387人である。

当センターは理事会に出席し、活動への情報提供や助言を行っている。

【理事会】

平成26年 5月27日	第1回理事会・総会
平成27年 2月24日	第3回理事会

(2) 島根県精神保健福祉協会

昭和44年7月に島根県精神衛生協会として、事務局を県庁医務予防課に置いて発足。

昭和56年6月からは精神保健福祉センターに事務局を置いていたが、県の組織改編により平成17年4月から心と体の相談センター内に移った。

協会の主な事業は、精神保健福祉大会の開催、功労者の表彰、機関誌の発行、精神保健福祉関係団体・組織の啓発普及活動等に対する助成である。

平成26年度の会員数は、1,141（団体45、個人1,096）であった。

【事業実績】

① 第46回島根県精神保健福祉大会の開催

日 時 平成26年11月8日（月） 13:00～16:30

場 所 島根県芸術文化センター グラントワ（益田市）

内 容 式典、記念講演、活動発表

○記念講演 演題 「我が国の精神保健医療福祉の動向とまちづくり・ひとづくりの実践」

講師 特定非営利活動法人じりつ 代表理事 岩上 洋一氏

○活動発表・和太鼓演奏

・益田圏域の事業所・団体等の活動紹介～明日を見つめて まちを創る

参加者 約250名

② 精神保健福祉功労者の表彰（会長表彰）

40名・団体（個人37、団体3）を島根県精神保健福祉大会の席上で表彰

③ 「しまねの精神保健福祉 VOL.43」の発行

発 行 平成26年10月 1600部

特 集 「しまねの高次脳機能障がい者支援」

配布先 会員、関係機関・団体、医療機関

④ 助成金の交付

助成対象 7団体8事業の啓発普及活動

助 成 額 551,039円

(3) 精神保健ボランティア組織

① 組織育成の経過と今後の方向について

平成5年からボランティア養成講座を開催し、平成6年2月に「ほほえみの会」が発足して松江・出雲地域で活動が展開された。平成10年からは、県内の各健康福祉センターでボランティア養成講座が開催され、これをきっかけに15年までに8組織が結成され、県内においてボランティア活動が展開されている。

また、平成16年9月には「島根県精神保健ボランティア連絡協議会」が設立され、精神保健福祉の向上を目指して、地域住民への精神障がいの正しい理解と心の健康づくりやボランティア活動への参加を呼びかけている。各ボランティア組織間の連携と相互交流を重ねながら、ボランティア活動のさらなる拡充が期待される場所であり、当センターはボランティア組織活動への協力を行っている。

② 県内精神保健ボランティア組織結成年

「ほほえみの会」	平成6年2月	松江・木次・出雲地域（平成15年に松江と出雲に分離）
「うさぎの会」	平成11年6月	県央保健所管内
「のぞみの会」	平成11年6月	浜田保健所管内
「七色の会」	平成12年2月	県央保健所管内
「さくらんぼの会」	平成12年5月	隠岐保健所管内
「こもれび」	平成12年10月	益田保健所管内
「つくしの会」	平成14年3月	雲南保健所管内
「松江ほほえみの会」	平成15年5月	松江保健所管内
「出雲ほほえみの会」	平成15年5月	出雲保健所管内

(4) ソーシャルクラブ（当事者による自助グループ）

平成27年5月1日現在、県内のソーシャルクラブは13カ所ある。現在、自主的に当事者の間で活動交流等の取り組みが進められている。平成18年5月に発足した「島根県精神当事者連絡会」は各ソーシャルグループ間の交流、家族会・ボランティア組織との交流、研修会等の開催を行っている。当事者による活動は地域住民への理解・啓発にも重要な役割を担っており、当センターは当事者活動への協力を行っている。

(5) 精神当事者連絡会・精神保健福祉会交流会（しまねこころの交流会）

当事者、家族が自由におもいを語ることによって、相互の理解を深めること、地域への啓発を目的に、平成22年度から開催された。平成22年度は出雲市のパルメイト出雲、平成23年度は大田市のあすてらす、平成24年度からは“しまねこころの交流会”と改称し、雲南市チェリパホールで開催した。当センターは平成22～23年度は実行委員会に参加し、交流会の開催支援を行い、平成24年度からは開催地の当事者、家族、地域活動支援センター等を中心に開催され、平成25年度は浜田市、平成26年度は松江市で開催された。

(6) ほほえみの風イベント

精神障がい者に対する偏見や差別をなくし、障がいのある方が地域であたり前に生活できることを目指して活動をしている島根県精神当事者連絡会と島根県精神保健ボランティア連絡協議会の合同イベントとして、当センターの提案により平成19年度から事業が開始された。

当事者とボランティア会員がチラシの作成・配布、打ち合わせのために地域へ出むいて活動することにより、精神障がい者に対する地域の偏見を取り除く活動の一環となっている。

年度	開催地	場所	主な内容
19	出雲市	パルメイト出雲	活動紹介・フリーマーケット・ミニコンサート
20	大田市	ファミリーデパート	活動紹介・詩とトーク・劇・ゲーム
21	松江市	総合福祉センター	活動紹介・ミニライブ・体験コーナー
22	益田市	駅前ビル	活動紹介・ミュージックセラピー
23	雲南市	下熊谷交流センター	活動紹介・ハーモニカ演奏・交流会
24	出雲市	パルメイト出雲	バンド演奏・「私の気持ち～当事者から聞いてほしいこと～」パネルディスカッション・交流会
25	松江市	いきいきプラザ	当事者による発表・講演とワークショップ「自分を助ける技術を身につけよう！—北海道・べてるの家、そして広島での取り組みから—」
26	大田市	大田市民センター	当事者による演劇・詩の朗読、講演とワークショップ

5. 特定相談指導事業

「精神保健福祉センターにおける特定相談指導事業実施要領（健医発第3号昭和64年1月5日）」に基づき、アルコール関連問題に関する事業及び思春期精神保健に関する事業を実施している。

(1) アルコール関連問題

適正飲酒及びアルコール関連問題に関する知識の普及、技術指導及び技術支援、関係機関との連携、断酒会等自助組織やボランティア団体の育成を図る目的で、アルコール関連問題地域セミナー・同学校セミナー・同学校セミナー講師人材育成研修・同関係者会議・同支援者向け研修会を開催した。

① アルコール関連問題地域セミナー

目的 アルコールが及ぼす心身の害についての理解を深め適正飲酒への動機付けを行うことを目的として開催した。

主催 中国電力（第1回）、出雲市・出雲保健所（第2回）
心と体の相談センター

共催 松江警察署（第1回）、公益社団法人島根県断酒新生会、山陰嗜癮行動研究会

【第1回】

日時 平成26年12月10日（水） 10：00～11：30

会場 中国電力松江営業所（松江市東朝日町）

参加者 52名

内容 ・講義Ⅰ「安全運転で心がけること」

講師 松江警察署 職員

・アルコール依存症当事者の体験談

発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員

・講義Ⅱ「アルコールと依存症の基礎知識について」

講師 こなんホスピタル 精神保健福祉士 星野 里佳 氏

【第2回】

日時 平成27年3月10日（火） 14：00～15：30

会場 大社健康福祉センター いきいき燦ホール（出雲市大社町）

参加者 48名

内容 ・体験発表「アルコール依存症と回復へのみちのり」

発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員

会員家族

・講義「アルコールが体と心に与える影響」

講師 こなんホスピタル 院長 福田 賢司 氏

② アルコール関連問題学校セミナー

目的 アルコールが心身に及ぼす影響について学ぶことで、未成年者の飲酒を防ぎ、成人後の適正飲酒とアルコール関連問題の発生予防を図ることを目的として開催した。

主催 出雲工業高等学校（第1回）、宍道中学校大野原分校・県立わかたけ学園（第2回）
心と体の相談センター

共催 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癮行動研究会

【第1回】

日時 平成26年12月9日（火） 14：20～15：10

会場 出雲工業高等学校

参加者 3年生(146名)、教職員等
内 容 ・アルコール依存症当事者の体験談
発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員
・講義「アルコールの正しい知識」
講 師 海星病院 精神保健福祉士 矢野 喬夫 氏

【第2回】

日 時 平成26年12月19日(金) 13:30~14:30
会 場 宍道中学校大野原分校
参加者 全生徒(22名)、教職員等
内 容 ・アルコール依存症当事者の体験談
発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員
・講義「アルコールの正しい知識」
講 師 県立心と体の相談センター 主任精神保健福祉士 佐藤 寛志

③ アルコール関連問題学校セミナー講師人材育成研修

目 的 本学校セミナーを各地域で開催できる環境をつくるため、学校セミナーの講師を担う人材の育成を図ることを目的として開催した。
主 催 心と体の相談センター
共 催 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癮行動研究会

【西部会場】

日 時 平成26年8月4日(水) 13:30~16:00
会 場 浜田合同庁舎 大集会室
参加者 36名(山陰嗜癮行動研究会、断酒会、保健所・市町村、関係職能団体、中学・高校)
内 容 講 師 こなんホスピタル 医療相談室 精神保健福祉士 稲田 昌史 氏
体験発表者:公益社団法人島根県断酒新生会 会員及び会員家族
1) 講義「アルコール関連問題学校セミナーにおける指導のポイント」
2) 学校セミナーの実演(体験発表、講義)
3) グループに分かれての意見交換

【東部会場】

日 時 平成26年8月8日(金) 13:30~16:00
会 場 松江合同庁舎 601会議室
参加者 33名(山陰嗜癮行動研究会、断酒会、保健所・市町村、関係職能団体、中学・高校)
内 容 講 師 こなんホスピタル 医療相談室 精神保健福祉士 稲田 昌史 氏
体験発表者:公益社団法人島根県断酒新生会 会員及び会員家族
1) 講義「アルコール関連問題学校セミナーにおける指導のポイント」
2) 学校セミナーの実演(体験発表、講義)
3) グループに分かれての意見交換

④ アルコール関連問題関係者会議

目 的 アルコール依存症者に関わる支援者が、様々な立場から家族支援の取組状況等の報告及び意見交換を通じて、今後の家族支援の一助となることを目的として開催した。
主 催 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癮行動研究会 心と体の相談センター
日 時 平成26年8月29日(金) 14:00~17:00
会 場 Aコープたまゆ 2階会議室
参加者 111名(断酒新生会、医療機関、相談支援事業所等、市町村、保健所等)

内 容	テーマ「アルコール依存症における家族支援～家族の回復と役割を考える～」			
座長	安来第一病院	名誉院長	竹下 久由 氏	
シンポジスト	津山断酒新生会	家 族	金本 悦子 氏	
	出雲保健所	保健師	青木 悦子 氏	
	呉みどりヶ丘病院	精神保健福祉士	森田 悠子 氏	
	藍里病院	副院長	吉田 精次 氏	

⑤ アルコール関連問題支援者向け研修会

目 的 一般の医療機関等でアルコール関連問題に関わる支援者が、アルコール依存症への理解を深めることによって、今後の支援の一助となることと併せ、アルコール依存症への進行予防に関わる知識習得を目的として開催した。

主 催 島根県医療社会事業協会 心と体の相談センター

日 時 平成26年12月13日（土） 13：30～16：00

会 場 壽生病院 大会議室

参加者 47名（島根県医療社会事業協会会員など）

内 容 ・アルコール依存症当事者の体験談

発表者 公益社団法人島根県断酒新生会 会員

・講義「アルコール依存症を理解する

～アルコール健康障害対策基本法の成立と今後の課題について～」

講 師 松江赤十字病院 精神神経科 部長 室津 和男 氏

・事例報告

報告者 島根県医療社会事業協会 会員

(2) 思春期精神保健

思春期精神保健に関する知識の普及と相談に従事する諸機関に対する技術援助を目的として、思春期精神保健講座を開催した。また、社会的ひきこもり支援として、思春期・青年期グループ、ひきこもり家族教室及びひきこもり家族のつどいを開催した。

① 思春期精神保健講座

目 的 近年特に、思春期・青年期においてインターネット依存について問題視されるようになってきているため、ネット依存症の正しい知識と理解の普及を図るとともに、事例を通して思春期・青年期の若者に関わる支援者がどのように対応できるかを学ぶことを目的に開催した。

主 催 心と体の相談センター

日 時 平成26年12月17日（水） 13：30～16：00

会 場 県松江合同庁舎2階 講堂

参加者 97名（保健所、市町村、児童相談所、教育関係機関、医療機関、相談等支援機関等）

内 容 講演「ネットに依存する若者への支援」

講 師 独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター

ネット依存治療研究部門 医師 中山 秀紀 氏

② 社会的ひきこもり支援

1) 思春期・青年期グループ（クローバー）

ひきこもりの悩みを抱える者が安心して定期的に通うことのできる場を提供し、集団活動を通じて自信の回復と社会適応の促進を図る目的で開催した。

（H27年度より小集団グループ活動 クローバーに名称を変更し、年齢制限（40才未満まで）を撤廃）

対 象 主としてひきこもりの問題を抱え、社会参加が困難である中学卒業以降の年齢にある者で、社会参加が困難なもの（但し、統合失調症、うつ病等の精神疾患に起因するものは除く）。

開催日 毎週木曜日 13：30～15：30

プログラム ストレッチ（3B体操）、レザークラフト、カードゲームなど

<開催状況>

開催回数	51回
参加実人数	5人
参加延人数	142人
平均参加人数	2.8人

<登録者の男女別、性別内訳>

	16～20歳	21～25歳	26～30歳	31歳～	合 計
男 性	1	2	1	1	5
女 性					
計	1	2	1	1	5

<来所経路>

前年度から継続参加	直接来所	医療機関	保 健 所	合 計
4	1			5

2) 思春期・青年期グループ（クローバー）家族会

グループ通所者の家族が、悩みや不安、気になることなどを自由に話し、より前向きな気持ちで日々を過ごせるようになることを目的として開催した。

平成26年9月10日（水） 参加人数1名

3) ひきこもり家族教室

ひきこもり当事者のいる家族の方が、当事者への理解や対応方法を学ぶとともに共通の悩みを分かち合うことで、家族自身の不安を軽減し、問題の解決に向けて取り組むことを目的として開催した。

- ・対 象 者 中学校卒業後のひきこもり状態の当事者がいる家族
- ・開催状況

<松江会場> 第1回 松江合同庁舎6階 601会議室

第2、3回 いきいきプラザ島根2階 201研修室

【第1回】 平成26年10月14日（火） 参加人数15名

【第2回】 11月4日（火） 16名

【第3回】 12月12日（金） 13名

<雲南会場> 雲南保健所 集団指導室

【第1回】 平成26年11月7日（金） 参加人数9名

<出雲会場> 出雲保健所2階 大会議室

【第1回】 平成26年7月4日（金） 参加人数13名

【第2回】 8月1日（金） 9名

【第3回】 9月5日（金） 9名

<県央会場> 県央保健所 集団指導室

【第1回】 平成26年11月25日（水） 参加人数8名

<浜田会場> 浜田合同庁舎別館（浜田保健所）3階 多目的室

【第1回】 平成26年9月26日（金） 参加人数1名

<益田会場> 益田合同庁舎5階 大会議室

【第1回】 平成26年7月22日（火） 参加人数4名

【第2回】 8月5日（火） 3名

【第3回】 9月16日（火） 3名

<隠岐会場> 隠岐合同庁舎別棟 第4会議室

【第1回】 平成26年10月8日（水） 参加人数2名

4) ひきこもり家族教室ステップアップ編「CRAFT学習会」

ひきこもり当事者のいる家族の方がCRAFT（Community Reinforcement and Family Training）の手法を学ぶことで、本人とのより良い関係を築き、家族自身の元気回復を図ることを目的として開催した。

・対象者 中学校卒業後のひきこもり状態の当事者がいる家族で、次のいずれかに該当する者を対象とした。

・H25年度またはH26年度ひきこもり家族教室を受講した者

・心と体の相談センターに個別に相談しており、参加が適当と判断できる者

・開催状況

会場 いきいきプラザ島根2階 201研修室

【第1回】 平成27年1月28日（水） 参加人数14名

【第2回】 2月10日（火） 13名

【第3回】 2月25日（水） 13名

5) ひきこもり家族のつどい

目的 ひきこもり家族教室参加者及びひきこもりに関する来所相談を利用した方が集い、それぞれの悩みを分かち合う中で不安の軽減を図るとともに、対応の工夫を学び、取り組みへの意欲を維持することを目的として開催した。

開催日 隔月（偶数月） 13：30～15：30

会場 いきいきプラザ島根2階 201研修室

6. ギャンブル依存症相談関連事業

当センターでは、平成18年度からギャンブル関連問題に関する問題や対応などについて知識の普及・啓発の場として一般市民や関係者を対象とした研修会や、家族支援の一環として家族教室を実施してきた。平成26年度は、ギャンブル関連問題の相談に関わる関係機関を対象に研修会を開催した。

【ギャンブル関連問題関係者セミナー】

目的 ギャンブル関連問題に関わる相談対応及び関係機関の連携がより充実していくために、関係者が病的ギャンブルの基礎的な知識を得るとともに援助者の役割を理解することを目的とした研修会を開催した。

日時 平成26年11月12日（水） 13：30～17：00

会場 浜田合同庁舎別館3F 多目的室

参加者 39名

内容 講演 ギャンブル浪費癖と債務整理・金銭管理

～事例を基に援助者に求められるアプローチを考える～

講師 NPO法人 ワンダーポート理事長（司法書士） 稲村 厚 氏

7. 調査・研究事業

(1) 「ゲートキーパー養成研修体系化の取り組みについて」

① はじめに

島根県では、平成21年度から各圏域の保健所、市町村を中心にゲートキーパー養成研修を実施してきたが、平成25年3月、「島根県自死対策総合計画」の改訂により、自死の危険性を示すサインに「気づく」ゲートキーパー（以下、GK）を増やすとともに、新たに、相談機関等に適切に「つなぐ」GKの養成を進めていくこととなった。そこでGK養成研修の体系を整え、研修講師を養成する取り組みを行ったので報告する。

② これまでのゲートキーパー養成研修の取組み

平成21～25年度にかけて各保健所が実施したGK養成研修で養成されたGKは5,050名である。地域の実情に応じて受講対象者の選定から研修内容まで主に各保健所で企画、運営を行ってきた。

当センターでは、①保健所や市町村の要請を受けて研修講師の派遣、②GK指導者養成研修会を開催し研修指導者に必要な知識や技術を学ぶ場の提供、③GK養成研修実施ガイドの作成配布等を行い、各圏域で実施するGK養成研修を側面的に支援してきた。

③ ゲートキーパー養成研修の体系化について

表1 ゲートキーパー養成研修体系

これまでの研修では、傾聴体験やグループワーク等の演習を取り入れた研修もあったが、講義形式の研修も多かった。それを踏まえ、GKに求める知識と技術を整理し、「基礎研修」「スキルアップ研修」「専門職研修」の三段階のレベルとした(表1)。「スキルアップ研修」と「専門職研修」では演習を必須とし、「スキルアップ研修」には新たにメンタルヘルス・ファーストエイド(以下、MHFA)を採用した。研修の体系化においては県内7保健所と意見交換しながら進めていった。

研修対象	研修レベル・研修名	到達目標
一般の方 誰でも受講可	気づくGK 基礎研修	<ul style="list-style-type: none"> 自死の現状を知る うつ病の症状を知る うつ病の対応を知る 関係機関の窓口を知る 知識を得る
意欲のある人	つなぐGK スキルアップ研修	基礎研修の到達目標に加え、MHFAの「りはあさる」に即して「うつ病」※への対応を体験する ※「アルコール依存症」で実施してもよい ↳スク評価・批判せずに話(はなし)を聴く・安心(あんしん)と情報を与える ↳サポートを得るように勧める・セルフヘルプ 技術を学ぶ
専門職対象	専門職研修	演習 ↳危機介入のスキルを学ぶ ↳「危機対応のための4step」などの演習

④ メンタルヘルスファーストエイドの採用について

MHFAとは、メンタルヘルスの危機にある人に対して専門家が支援を提供する前に住民が行う初期支援方法を学ぶ研修プログラムである。「り・は・あ・さ・る」の行動計画に基づき、「うつ病」「不安障害」「物質関連障害」「精神病性障害」の初期支援を学ぶ構成となっている。このプログラムをGK養成研修に取り入れるメリットとして、①住民に知ってほしい精神疾患に関する基礎知識が得られ、メンタルヘルスに関する普及啓発につながること、②各疾患に関する初期支援の演習がパッケージ化されていること、③研修講師となる者が使用できる教材が用意されていること、の3点があげられる。これらのことにことにより、どの圏域でスキルアップ研修を受講しても学習内容の水準が保たれ、養成されるGKの質も担保される。以上のことからスキルアップ研修にMHFAを導入することとし、GK養成研修内では、「うつ病」または「アルコール依存症(物質関連障害の一部)」を取り扱うこととした。

⑤ 研修講師の養成

<1>ゲートキーパー・スキルアップ研修指導者養成講習会

MHFAを用いて研修を行うために、指導者養成講習会を2日間12時間の内容で開催した(本講習会は平成25年度科学研究費助成事業 学術研究助成基金「精神保健従事者への遠隔教育モデルを含めた教育システムの構築」研究班の協力を得て開催)。県内の精神保健福祉の専門職68名が受講し、受講者全員がMHFAインストラクターの認定を受けた。この内、スキルアップ研修の講師等に協力いただく承諾が得られたのは58名である(表2、表3)。

表2 職種別 講習会受講者人数

保健師	27	医師	6
看護師	14	精神保健福祉士	3
臨床心理士	14	その他	4

表3 圏域別研修講師等協力者人数

松江	雲南	出雲	県央	浜田	益田	隠岐
9	13	16	14	9	7	6

注) 複数地域で活動可能な者がいるため、講習会受講人数より多い

<2>スキルアップ研修検討会

講習会受講者の感想によると、各疾患の基本的な知識とその支援方法を集中的に学ぶことができ、実践に役立つ研修内容であるという意見が多数あった。その一方、スキルアップ研修でMHFAをどのように扱えばよいか分からない、講習会参加だけでは研修講師を引き受ける自信がないといった感想もあった。そこで、講習会後に受講者をフォローする機会を提供した(スキルアップ研修検討会、参加者33名)。検討会では、①センター職員によるスキルアップ研修の模擬研修の提示、②参加者同士で研修実施を想定した意見交換を行った。模擬研修提示前後で、研修講師を引き受ける自信について参加者に7件法で評定してもらったところ、「うつ病編スキルアップ研修」「アルコール依存症編スキルアップ研修」とも、模擬研修提示後は「自信がない」から「自信がある」方向にシフトし、どちらも有意な変化であった(ウィルコクソン符号付き順位検定、 $P<0.001$ 。図1、図2)。

図1 「うつ病編」講師をする自信がある
に対する回答

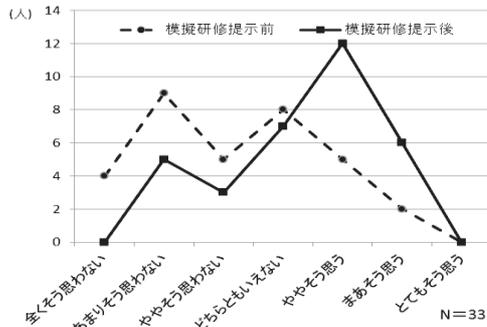
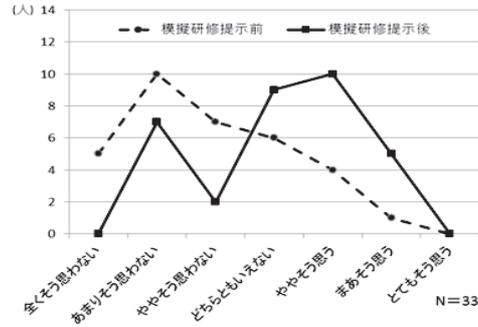


図2 「アルコール依存症編」講師をする
自信があるに対する回答



検討会開催後、今後の講師活動に役立ててもらうため、研修用スライド教材や、検討会で出た意見を集約した資料を講師等協力者に配布した。

⑥ まとめ

これまでのゲートキーパー養成研修では、特定の限られた人材が講師を引き受けることが多かったが、GK養成研修の体系化及び講師養成講習会を行ったことで、地域の専門職を活用した研修実施の仕組みを整えることができた。平成25年度は講習会受講者の協力のもと、2カ所の保健所にてスキルアップ研修が開催されている。

既に平成21年度から各圏域でGK養成研修を行っている中、ゲートキーパー養成研修を整理することに対して保健所からは当初戸惑いの声もあったが、これまでの研修実施状況を踏まえ、どのような人材育成を目指すかを整理して関係者で共通認識できたこと、各圏域に講師となる人材を確保できたことの意義は大きいといえる。体系表に沿ったGK養成が着実に展開できるよう、今後も講習会を開催し講師協力者を確保し、圏域のGK養成の支援を行っていきたいと考えている。

⑦ 研究発表

- 第55回(平成26年度)島根県精神保健福祉環境研究発表会にて発表した。
- 第50回(平成26年度)全国精神保健福祉センター協議会にて発表した。

(2) 「アルコール関連問題学校セミナー講師人材育成研修の取り組み」

① 目的

当センターでは、アルコール関連問題にかかる未成年者への啓発を目的に中学・高等学校からの依頼に応じて、アルコール関連問題学校セミナー(以下、本セミナー)を開催している。

本セミナーは、主に当事者の「体験談」及び嗜癖問題に関わる専門家による「講義」を中心としたプログラムで構成している。このたび、本プログラムの講師を担う人材を育成し、今後、県内各地域において、本セミナー等の未成年者への啓発の取り組みが行える環境を作ることを目的に、平成25年度に「アルコール関連問題学校セミナー講師人材育成研修」の開催を新たに試みた。

② 当センターのアルコール関連問題の取り組み経過

当センター（当初、県立精神衛生センター）は、昭和55年度よりアルコール関連問題への取り組みを行っている。取り組み開始当初から、当センターと、自助グループの「島根県断酒新生会」、嗜癖問題に関わる専門家で構成される「山陰嗜癖行動研究会（当初、アルコール関連問題研究会）」の三者が官民協働で、アルコール関連問題に取り組んできた経過がある。

平成元年度から、「家族問題セミナー」という名称で、地域の関係者や一般住民へ向けた啓発の取り組みを開始し、平成5年度からは、未成年者を対象に、学校へ訪問して行う本セミナーを現在まで毎年開催している。

平成22年まで本セミナーは、県内各医療圏域（7圏域）を持ち回りで、保健所を通じて開催依頼のあった高等学校（毎年1校程度）に対し開催していた。この開催方法では、未成年者への啓発という本セミナーの目的に対し、効果が薄いことが課題としてあったことから、本セミナーを全県で依頼のあった学校で開催する手挙げ方式へ変更し、本セミナーの対象も中学校まで広げた。

これらの取り組み経過から、徐々に本セミナー開催希望校が増えてきたことから、今後県内各地域においても本セミナーのような啓発の取り組みを開催していける環境をつくっていくことを目的に「アルコール関連問題学校セミナー講師人材育成研修」を開催することとなった。

③ 講師人材育成研修の概要

開催日	東部会場：平成25年6月5日（水） 13：30～16：00 西部会場：平成25年6月11日（火） 13：00～15：30
対象	山陰嗜癖行動研究会員、島根県断酒新生会員、保健所・市町村担当職員 アルコール関連問題に関わりのある職能団体、学校（中学・高校）教諭
参加	72名（東部 43名、西部29名）
内容	(1) 講義「アルコール関連問題学校セミナーにおける指導のポイント」 (2) 学校セミナーの実演（実際の本セミナーの実演）
講師	島根県断酒新生会員、県立心と体の相談センター職員
共催	島根県断酒新生会、山陰嗜癖行動研究会

④ 取り組みの結果と評価

<1>参加者の状況

- ・参加者は72名で、専門家6割、断酒会員4割の参加であった。
- ・職種別では、断酒会員（40%）、保健師（16%）、精神保健福祉士（16%）が順に多かった。
- ・参加者の7割はアルコール問題に関する啓発の取組を実際に行っていた。
- ・東部会場・西部会場で参加職種に偏りがあった。
東部では、精神保健福祉士の参加が多く、臨床心理士の参加が少ない。
西部では、臨床心理士の参加が多く、精神保健福祉士が少ない。
- ・全体的に、市町村や学校からの出席が少なかった。

<2>参加者からの感想（アンケート結果から）

- ・理解度：ほぼ全ての参加者が「良く理解できた」「理解できた」と答えている。
- ・今後への有用性：8割の参加者が、今後の業務に「役立つと思う」と答えていた。
- ・意欲：「研修を受けて、今後講師をしてみたいと思ったか」については、意欲を10点満点で評価してもらった結果、関係者においては、8点以上と答えた方が6割、5点以上が9割という結果であった。

- ・感想では、「実演が分かりやすかった」という意見が多く聞かれた。
- ・実演の中では、「当事者の体験談」が印象に残った旨の意見が多く聞かれ、当事者の心理を理解する機会にもなったとの感想も寄せられた。
- ・講義の実演についても、「講義のポイントが分かりやすかった」との感想が多く聞かれた。

< 3 > 研修後の変化（平成25年度中の変化）

- ・当センター主催で本セミナーを2回開催。講師や体験発表は、講師人材育成研修を受講した方が担った。
- ・保健所による、学校を対象としたセミナー（出前講座）が5回開催された。
- ・この出前講座の講師・体験発表も講師人材育成研修に参加した保健師、専門家、断酒会員が担った。
- ・出前講座の講師5名の内3名は、講師人材育成研修の「実演」で使用した「講義教材」を活用した。

< 4 > 今後の課題

- ・本セミナーを依頼する学校からの参加が少なく、研修の周知と開催時期等に工夫が必要。
- ・プログラムが講義形式の受け身的なものになっていた。今後はこれに加えて、各医療圏域にどのような講師候補者がいるか、様々な立場（自助グループ、専門家、学校、行政）の参加者がお互いの顔を知り合える能動的なグループワークの機会を取り入れていきたい。

⑤ 考察

平成26年6月にアルコール健康障害対策基本法が施行され、今後更に、アルコール関連問題の発生子防のための啓発の取り組みが必要となり、学校へ出向いて行う本セミナーのような取り組みは、学校の飲酒予防教育を補完するものとして、必要性が増してくると考える。当センターでは、官民協働でアルコール関連問題について、地域のネットワークと連携しながらこれまで取り組んできた長い経過があり、これまで積み上げてきたネットワークを生かしながら、当県のように東西に長い地理的状况においても、広く各地域で取り組んでいける環境を整えていくため、今回のような人材育成研修が今後にも必要になると考える。

⑥ 研究発表

第55回（平成26年度）島根県保健福祉環境研究発表会にて発表した。

第50回（平成26年度）全国精神保健福祉センター協議会にて誌上発表した。

8. 自死対策情報センター事業

(1) 事業の概要

① 目的

自死の高止まり状態に対応するため、自死と関連のある多領域の関係機関との連携を図り、相談対応や啓発、研修等を行い、自死を考えている者や未遂者、自死遺族等への支援の充実を図る

② 事業内容

- ・自死予防や対策に関する情報の収集・整理、関係機関への提供を行う自死対策連携推進員の配置
- ・関係機関のネットワーク強化を目的とした連絡調整会議の開催
- ・自死を考えている者や自死遺族支援に携わる者の専門性向上のための人材育成研修の実施

(2) 事業の実績及び成果

① 情報メール配信

自死対策連携推進員が情報の収集を行い、週に1回メールを利用して関係者に向けて情報発信する。

ホームページ内での情報発信の充実。

② 圏域連絡調整会議

平成26年8月11日（月）13：30～15：30（松江）参加者25名

③ 人材育成研修

<主催>

1) 「自死対策等関係機関研修会」

日時：平成26年9月19日（金） 13：30～15：30

会場：出雲市民会館 301会議室

対象：医療、精神保健等の分野において、自死対策に関わる相談業務に従事する者、教育関係者

内容：講演「過量服薬と自死～医者や薬局のくすりなら大丈夫？～」

講師 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
薬物依存研究部 心理社会研究室長 嶋根 卓也氏

2) 「ゲートキーパー・スキルアップ研修指導者養成講習会」

日時：1日目 平成26年11月15日（土） 10：00～17：00

2日目 平成26年11月16日（日） 9：00～16：00

会場：出雲保健所 大会議室

対象：精神保健福祉領域の専門職、行政のゲートキーパー養成研修担当者

内容：メンタルヘルス・ファーストエイドを学び、「気づく」ゲートキーパーを養成する指導者として必要な知識と技術を身に付ける

講師：平成26年度科学研究費助成事業 学術研究助成基金（基盤研究（C）「精神保健従事者への遠隔教育モデルを含めた教育システムの構築」研究班の班員

<講師派遣>

○奥出雲町自殺対策連絡協議会研修会

主催：奥出雲町

日時：平成26年8月6日（水）

対象：奥出雲町自殺対策連絡協議会委員

○益田市議会ゲートキーパー養成研修

主催：益田市

日時：平成27年1月27日（火）

対象：市議会議員

○農林水産総務課職場研修

主催：農林水産総務課

日時：平成27年2月12日（木）

対象：県職員

④ 普及啓発

・リーフレット作成

自死遺族支援のためのリーフレットを改訂し、「大切な人を自死で亡くされたあなたへ そして、そばにいる皆さんへ」を作成した。

島根県では、『自殺・自死』用語の取り扱いについて、平成25年4月1日から、「県行政における一般的な取り扱いとしては、『自死』を基本としつつ、2つの言葉を状況に応じて使用する。」こととしております。本書においても、原則として『自死』を用いていますが、事業名など改めることが不適切なものについては『自殺』と表記しております。

9. 自死遺族支援

平成20年3月策定の「島根県自殺対策総合計画」、平成25年3月改訂の「島根県自死対策総合計画」に基づき、当センターでは以下の自死遺族支援を実施している。

(1) 「自死遺族のつどい」、「自死遺族のための相談会」の経緯

- ・平成19年8月 島根県自殺総合対策庁内連絡会設置
所長が構成員として参画し、自殺対策の推進及び県計画策定並びに島根県自殺総合対策連絡協議会の運営等に関する検討を実施
- ・平成19年12月22日 島根県及び島根県自殺総合対策連絡協議会の主催により「自殺対策シンポジウム in しまね」を開催
- ・平成20年1月28日 同シンポジウムに参加した自死遺族等を対象として、障害者福祉課と心と体の相談センターが共催し、「自死遺族の会準備会」を開催
- ・平成20年3月22日 「自死遺族の会準備会」をベースとして、第1回目の「自死遺族のつどい」を開催
- ・平成24年4月 遺族の要望を踏まえ、「自死遺族のつどい（分かち合いの会）」の標記を、「自死遺族のつどい」に変更

※平成20年3月から平成24年度末まで実施した「自死遺族のつどい」の実績、県内で活動する自死遺族自助グループの活動状況を踏まえ、当センターにおける「自死遺族のつどい」の果たす役割は終了したと考えられたため、「自死遺族のつどい」は平成24年度で終了とした。

※平成25年度からは試行的な取組みとして、司法書士と連携し、法的な相談に対応する「自死遺族のための相談会」を開催することとした。

(2) 「自死遺族のための相談会」開催状況

目 的	自死により大切な家族を亡くされた後、法的な問題等様々なトラブルに巻き込まれる場合があるため、法律の専門家である司法書士と協力して遺族の相談に応じ、遺族支援の充実を図る。
会 場	いきいきプラザ島根内研修室
主 催	心と体の相談センター
相談員	司法書士1名、相談・判定課職員2名
開催日	平成26年5月10日（土）、7月5日（土）、9月6日（土）、11月1日（土）、平成27年1月10日（土）、3月7日（土）
実 績	相談件数1件

(3) 相談専用電話「自死遺族相談ダイヤル」

- ・開設時期 平成20年2月
- ・受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分
- ・平成26年度実績 28件

(4) 平成26年度自死遺族支援研修会

日 時：平成27年2月6日（金） 13：30～16：00

場 所：松江合同庁舎 講堂

対 象：行政、医療・精神保健分野の専門家、法律の専門家、各種相談機関に従事する者、自死遺族支援に関連する団体の関係者（参加者56名）、その他報道機関3名

内 容：講演「島根県が採用した“自死”をどう考えるか？」

講 師：奈良女子大学 名誉教授 清水 新二 氏

(5) 関係機関との連携

自死遺族自助グループ しまね分かち合いの会・虹、逢いたい～ぼちぼちの集い～と連携を深めるため、意見交換を実施した。

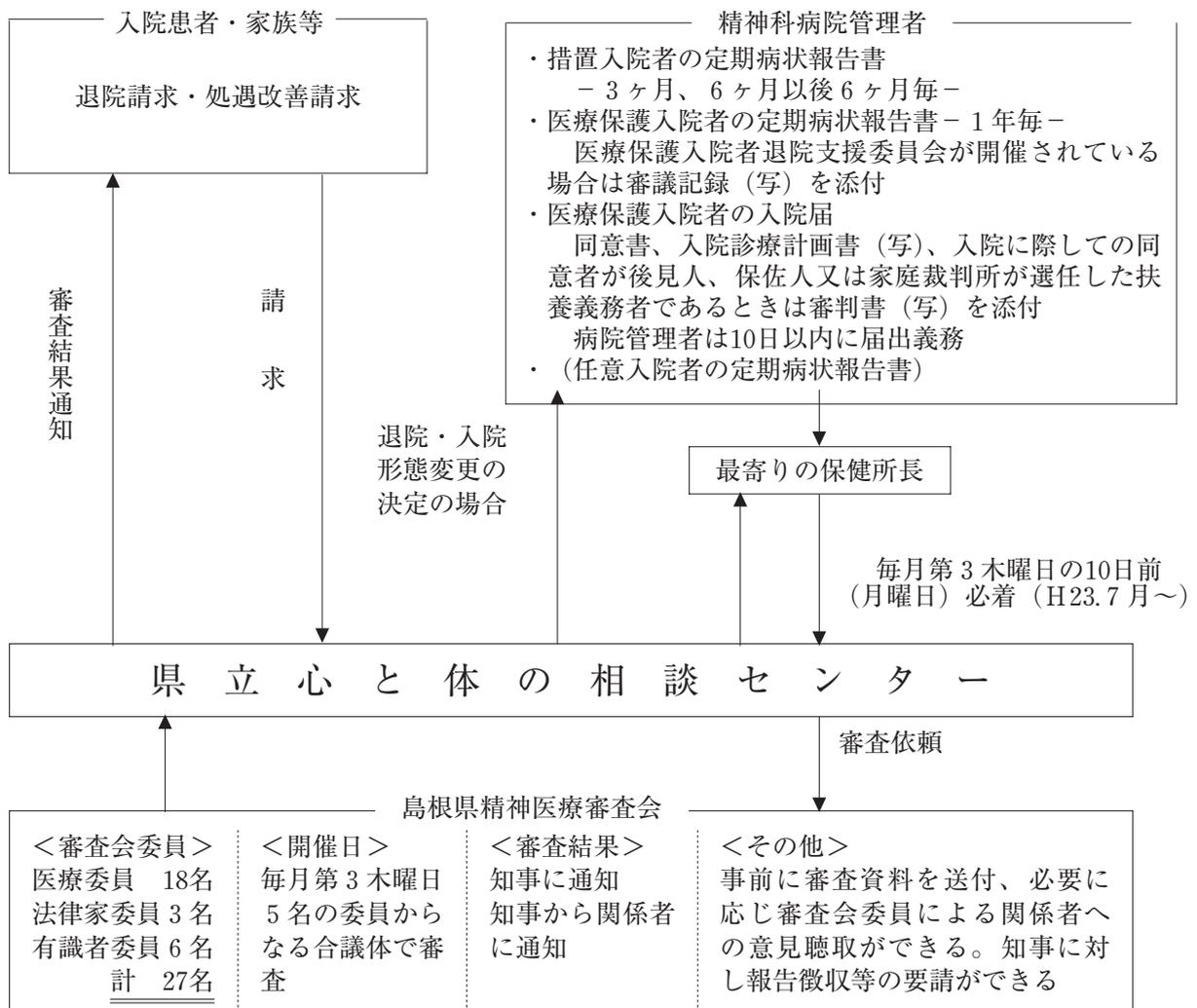
10. 精神医療審査会

精神医療審査会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第2条の規定により、精神障がい者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保する観点から設けられたもので、精神障がい者の入院の要否及び処遇の適否に関する審査を行うため県に設置されている。

(1) 精神医療審査会における審査事項

- ア. 措置入院者に係る定期の報告（措置入院者の定期病状報告書）
- イ. 医療保護入院者に係る定期の報告（医療保護入院者の定期病状報告書）
- ウ. 医療保護入院者の入院届（法第33条第1項の規定によるもの）
- エ. 入院患者又はその家族等からの退院等の請求（法第38条の4）
- オ. 任意入院者に係る定期の報告（改善命令等を受けた精神科病院のみ）

(2) 事務処理の流れ



(3) 精神医療審査会の審査状況

① 定期の報告等

	審査件数	審査結果件数			
		現在の入院 形態が適当	他の入院形態へ の移行が適当	入院継続不要	
医療保護入院時の届出					
22年度	1,181	1,181	0	0	
23年度	1,213	1,213	0	0	
24年度	1,250	1,250	0	0	
25年度	1,214	1,214	0	0	
26年度	1,210	1,210	0	0	
入院中の 定期病状 報告	医療保護入院				
	22年度	898	898	0	0
	23年度	881	881	0	0
	24年度	890	890	0	0
	25年度	832	832	0	0
	26年度	857	857	0	0
	措置入院				
	22年度	13	13	0	0
	23年度	14	14	0	0
	24年度	18	18	0	0
25年度	18	18	0	0	
26年度	19	19	0	0	
合計					
22年度	2,092	2,092	0	0	
23年度	2,108	2,108	0	0	
24年度	2,158	2,158	0	0	
25年度	2,064	2,064	0	0	
26年度	2,086	2,086	0	0	

② 退院等の請求

	審査件数	審査件数	審査結果件数		
			入院又は 処遇が適当	他の入院形態 への移行が適当	入院又は処遇 は不適当
退院の請求					
22年度	36	33	32	0	1
23年度	31	31	31	0	0
24年度	29	21	21	0	0
25年度	26	24	24	0	0
26年度	25	22	22	0	0
処遇改善の請求					
22年度	4	3	3	0	0
23年度	5	5	5	0	0
24年度	8	7	7	0	0
25年度	7	6	6	0	0
26年度	11	9	9	0	0
合計					
22年度	40	36	35	0	1
23年度	36	36	36	0	0
24年度	37	28	28	0	0
25年度	33	30	30	0	0
26年度	36	31	31	0	0

11. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の判定

(1) 平成26年度精神障害者保健福祉手帳等判定審査会

平成11年の精神保健福祉法改正により、精神障害者保健福祉手帳の交付判定と通院医療の支給認定が精神保健福祉センターの行う業務と位置づけられた。これに伴い、当センターでは「島根県精神障害者保健福祉手帳等判定審査会運営要領」により、複数の精神保健指定医による審査会を月2回開催し、診断書を添付して申請のあった手帳、自立支援医療（精神通院医療）については、その判定を経て交付を行っている。

なお、精神通院については、平成18年度に施行された障害者自立支援法に基づき自立支援医療（精神通院医療）へと、根拠法及び名称が変更されている。

(2) 平成26年度月別承認状況

下表のとおり、手帳及び受給者証を交付している。

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療） 月別承認件数

月	手帳		精神通院医療 承認件数
	承認件数	うち診断書	
4月	204	99	1,250
5月	204	98	1,168
6月	236	132	1,495
7月	192	108	1,094
8月	212	123	1,006
9月	277	157	1,217
10月	282	164	999
11月	316	180	1,295
12月	233	129	1,048
1月	169	98	910
2月	320	202	1,824
3月	323	185	1,647
計	2,968	1,675	14,953

(平成27年6月2日作成)

(3) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）事務の流れ

申請者（本人・保護者）

【自立支援医療〈精神通院医療〉】



【精神障害者保健福祉手帳】



市 町 村

* 申請書受理・書類確認



心と体の相談センター

* 書類判定（精神手帳等審査会 等）

「高次脳機能障がい県支援拠点編」

◇ 高次脳機能障がい県支援拠点編

平成19年度から新規事業として高次脳機能障がい者支援事業が立ち上げられた。

当センターは県支援拠点として、関係機関等との連携確保・連携調整の役割を受け持ち、支援コーディネーター連絡会議の開催、関係機関へ向けた啓発を行っている。

あわせて、相談支援コーディネーター業務及び圏域相談支援拠点業務を委託して、次のような活動を行っている。

1. 相談支援コーディネーター業務

(1) 圏域拠点会議への参加

県支援コーディネーター（エスポアール出雲クリニック）がネットワーク会議に参加して、国の動向及び県の施策等について情報提供を行うとともに、事例を通して、各関係機関のネットワークのあり方について助言を行った。

また、ケース・カンファレンスに参加して、事例を掘り下げて検討することで、高次脳機能障がい者への有効な支援を探った。

<ネットワーク会議>

各圏域ネットワーク会議（2-3参照）へ参加

<ケース会議>

各圏域ケース会議（2-4参照）に参加し、助言を行った。

(2) 普及啓発

関係機関の職員等を対象にした研修会へ、県支援コーディネーターを講師等として派遣を行った。

とき	名称（主催者）	対象者	人数
4月4日	施設職員研修 (厚生センター相談支援事業所)	施設職員	10名
5月2日	地域活動支援センター施設職員研修 (亀の子サポートセンター)	施設職員	18名
7月7日	特別支援教育校内研修会 (大田市立久手小学校)	学校教員	23名
8月2日	平成26年度島根県高次脳機能障がい者支援研修会 (東部島根医療福祉センター・島根県)	行政・保健・医療・福祉・教育 関係者・当事者・家族	140名
9月11日	ヘルパー研修会 (厚生センター相談支援事業所)	ヘルパー	55名
9月16日	ボランティア研修会 (厚生センター相談支援事業所)	市社協ボランティア	25名
9月19日	施設職員（社）隠岐共生学園たまゆの杜）研修会 (厚生センター相談支援事業所)	施設職員	22名
10月24日	日本脳外傷友の会第14回全国大会2014 in しまね 高次脳機能障がい者支援コーディネーター研修会 (日本脳外傷友の会)	高次脳機能障害相談支援コーディネーター及び希望者	82名
11月17日	雲南圏域高次脳機能障がい者支援研修会 (そよかぜ館)	雲南圏域の幼稚園、保育所職員・ 保健師等	38名
12月6日	平成26年度島根県高次脳機能障がい者支援研修会 (西部島根医療福祉センター・島根県)	行政・保健・医療・福祉・教育 関係者・当事者・家族	114名

(3) 家族支援

県支援コーディネーターとして家族会活動、家族のつどい、サロン相談会等に参加した。

と き	と ころ	内 容
5月22日 6月23日	松江市	らぶらぶコンサート 実行委員会
7月21日	松江市	らぶらぶコンサート
8月23日	出雲市	つどい
8月27日	松江市	交流会打合せ
9月11日	松江市	つどい

と き	と ころ	内 容
10月10日	大田市	つどい
2月14日	出雲市	つどい
8月28日・9月25日 10月16日・11月13日	松江市	全国大会現地 実行委員会
10月24日～25日	松江市	日本脳外傷 友の会全国大会
3月14日	浜田市	つどい

2. 圏域相談支援拠点業務

(1) 圏域相談支援拠点の新規相談者数

新規者	実人員	(再掲) 新規者の相談経路						
		医療機関	障がい者 支援事業者	介護保険 事業者	保健所	市町村	その他	なし
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
人員	82	45	8	7	1	3	10	8

(2) 相談のべ件数

	電話	来所	訪問	その他	計
本人・家族	939	1,471	325	352	3,087
関係機関	1,636	301	144	445	2,526
計	2,575	1,772	469	797	5,613

(3) ネットワーク会議

圏域名	開催月日	参加者
松江	5月21日	25人
	8月20日	24人
	11月19日	21人
	2月4日	23人
雲南	6月5日	36人
	12月3日	29人
出雲	4月16日	43人
	6月18日	41人
	8月20日	35人
	10月15日	34人
	12月17日	34人
	2月4日	43人

圏域名	開催月日	参加者
大田	5月16日	27人
	8月22日	27人
	11月14日	23人
	2月13日	26人
浜田	7月1日	23人
	3月17日	20人
益田	5月23日	19人
	9月12日	26人
	2月27日	23人
隠岐	7月15日	19人
	7月16日	10人

(4) その他主催した会合・研修会等

研修会・講習会		ケース会議		家族会・交流会	
開催数	参加者数	開催数	参加者数	開催数	参加者数
16	731	177	840	19	239

3. 連携確保・連携調整

(1) 支援コーディネーター連絡会議開催

各圏域相談支援拠点の支援コーディネーターの技術向上と均衡を図ることを目的として連絡会議を開催した。

第1回	平成26年5月8日(木)	場所：松江合同庁舎 602会議室 参加人数：24名
第2回	平成26年10月6日(月)	場所：いきいきプラザ 405会議室 参加人数：24名

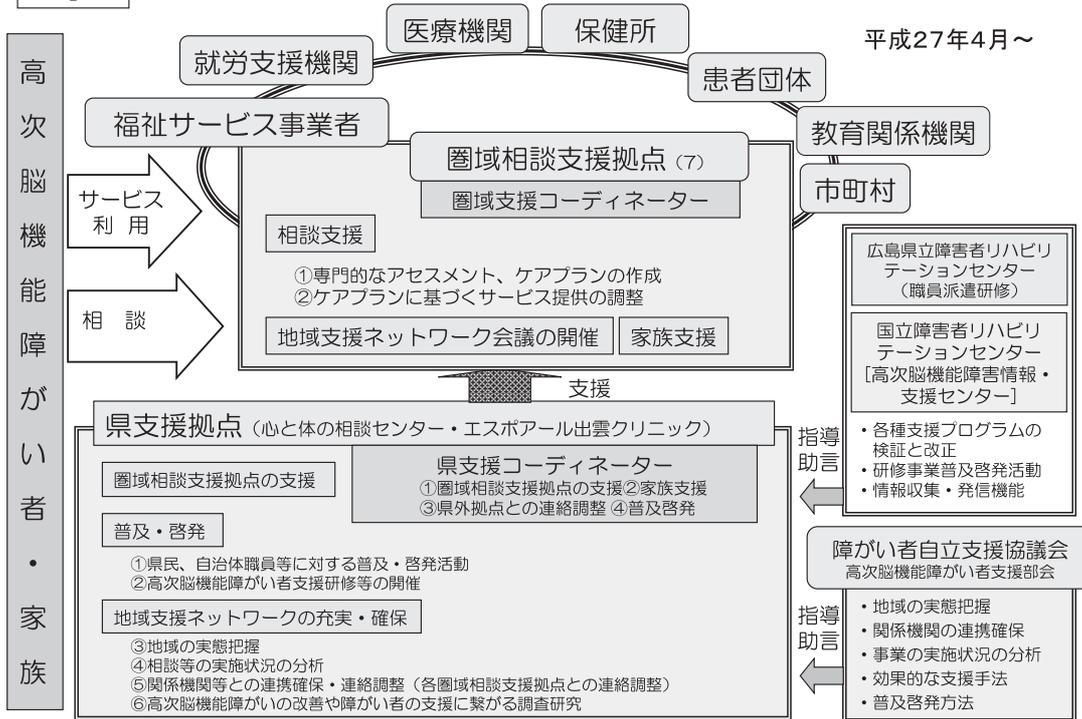
(2) 関係機関へ向けた啓発

とき	名称(主催者)	対象者	人数
10月22日	日本脳外傷友の会 第14回全国大会 ボランティア説明会(脳外傷友の会らぶ)	島根大学 学生 島根県立大学 学生	14名
10月22日	日本脳外傷友の会 第14回全国大会 ボランティア説明会(脳外傷友の会らぶ)	地域住民	16名
10月24日	日本脳外傷友の会 第14回全国大会 2014 in しまね 高次脳機能障がい者支援コーディネーター 研修会(日本脳外傷友の会)	高次脳機能障害相談支援コーディネーター及び希望者	82名

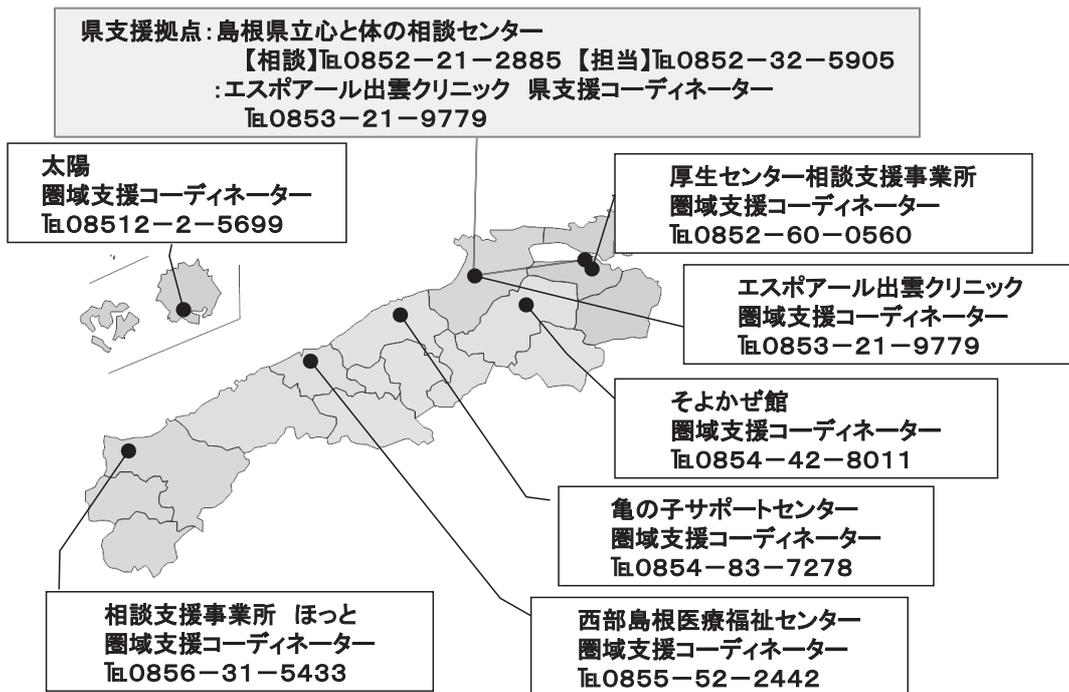
県

高次脳機能障がい者支援事業（島根版圏域毎の支援体制イメージ）

平成27年4月～



島根県高次脳機能障がい者支援事業
県支援拠点・圏域相談支援拠点の設置状況



III 資 料

Ⅲ 資 料

1. 島根県立心と体の相談センター条例

平成16年12月24日 島根県条例第82号
(改正 平成18年条例第16号)
(改正 平成20年条例第2号、第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、島根県立心と体の相談センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項の規定に基づく身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項の規定に基づく精神保健福祉センター及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づく知的障害者更生相談所として、島根県立心と体の相談センター（以下「センター」という。）を松江市に設置する。

(使用料等の納付)

第3条 センターにおいて診療を受けようとする者又は診断書若しくは証明書の複本の交付を受けようとする者は、別表に定める使用料又は手数料を納付しなければならない。

(使用料等の減免)

第4条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

【2～4】略

附 則（平成18年条例第16号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

【2】略

附 則（平成20年条例第2号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第16号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種 別	使用料又は手数料
診察（健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付その他法令の規定によりその給付に要する費用の額が同法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めにより算定されることとされている療養の給付を受けることができる場合又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による療養の給付を受けることができる場合）	診療報酬の算定方法（健康保険法第76条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき療養の給付に要する費用の額の算に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。）で定める医科診療報酬の点数表により算定した点数1点につき10円として計算した額
診断書又は証明書の複本の交付	1通につき 720円

2. 市町村の障がい者福祉担当窓口

平成27年4月1日現在

市町村名	課名	電話	F A X	管内		
				児童相談所	保健所	年金事務所
松江市	障がい者福祉課	0852-55-5304	0852-55-5309	中央	松江	松江
浜田市	地域福祉課	0855-25-9322	0855-23-4922	浜田	浜田	浜田
出雲市	福祉推進課	0853-21-6959	0853-21-6598	出雲	出雲	出雲
益田市	生活福祉課	0856-31-0251	0856-31-8120	益田	益田	浜田
大田市	総務福祉課	0854-82-1600 (代表)	0854-82-9730	浜田	県央	出雲
安来市	福祉課	0854-23-3217	0854-23-3281	中央	松江	松江
		0854-23-3216				
江津市	健康医療対策課	0855-52-2501	0855-52-1374	浜田	浜田	浜田
雲南市	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	0854-40-1049	出雲	雲南	松江
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541	0854-54-2030			
飯南町	福祉事務所	0854-72-1773	0854-72-1775			出雲
川本町	健康福祉課	0855-72-0633	0855-72-1136	浜田	県央	浜田
美郷町	健康福祉課	0855-75-1932	0855-75-1505			
邑南町	福祉課	0855-95-1115	0855-95-0268			
津和野町	健康福祉課	0856-72-0673	0856-72-1650	益田	益田	
吉賀町	保健福祉課	0856-77-1165	0856-77-1891			
海士町	健康福祉課	08514-2-1823	08514-2-0208	中央	隠岐	松江
西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0104	08514-6-0683			
知夫村	村民福祉課	08514-8-2211	08514-8-2093			
隠岐の島町	福祉課	08512-2-8561	08512-2-6630			

3. 各手帳及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付状況

(1) 身体障害者手帳

① 市町村別・等級別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数

平成27年3月31日現在

	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		合 計					
	18歳 未満	65歳 以上																
松江市	3,122	2,266	1,233	811	1,421	1,125	2,218	10	1,798	445	0	312	639	8	502	9,078	161	6,814
浜田市	905	694	457	337	512	413	797	4	650	197	0	154	247	4	204	3,115	27	2,452
出雲市	2,811	2,072	1,105	810	1,176	957	1,949	6	1,570	498	2	369	661	9	540	8,200	116	6,318
益田市	852	661	463	346	495	400	736	8	606	236	1	178	345	3	293	3,127	41	2,484
大田市	697	532	333	255	406	343	503	0	409	165	1	121	160	2	134	2,264	19	1,794
安来市	746	579	284	228	402	337	873	0	779	180	0	147	206	4	179	2,691	22	2,249
江津市	493	369	208	161	266	228	426	3	357	114	0	96	155	4	132	1,662	10	1,343
雲南市	774	611	291	213	403	340	633	1	538	113	2	89	208	2	161	2,422	29	1,952
奥出雲町	246	197	111	88	143	127	235	2	195	57	0	40	77	0	68	869	7	715
飯南町	134	104	46	38	71	61	121	0	107	42	0	33	36	2	29	450	4	372
川本町	81	62	45	34	48	45	61	0	55	25	0	22	24	0	18	284	1	236
美郷町	98	78	56	44	66	56	99	0	88	31	0	27	34	0	32	384	2	325
邑南町	206	163	123	105	141	115	189	0	160	68	0	54	84	0	72	811	3	669
津和野町	185	152	79	61	103	86	164	0	135	62	0	51	62	0	54	655	5	539
吉賀町	122	99	58	50	87	74	142	1	126	46	0	35	66	0	61	521	4	445
海士町	37	32	38	31	40	35	83	0	75	21	0	20	24	1	15	243	1	208
西ノ島町	53	42	28	22	46	44	75	0	65	18	0	15	31	0	28	251	1	216
知夫村	12	12	11	10	15	14	27	0	26	10	0	10	13	0	13	88	0	85
隠岐の島町	248	191	113	88	139	111	209	3	174	44	0	38	59	0	52	812	9	654
合 計	11,822	8,916	5,082	3,732	5,980	4,911	9,540	38	7,913	2,372	6	1,811	3,131	39	2,587	37,927	462	29,870
構成比	31.2%	29.8%	13.4%	12.5%	15.8%	16.4%	25.2%	8.2%	26.5%	6.3%	1.3%	6.1%	8.3%	8.4%	8.7%			

②-1 市町村別・障がい別・年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数

平成27年3月31日現在

	視覚機能障害		聴覚・平衡機能障害		音声・言語・そしゃく機能障害		肢体不自由		内部障害		合計			
	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上		
松江市	588	402	946	710	106	59	5,087	3,791	2,351	34	1,852	9,078	161	6,814
浜田市	212	172	322	262	39	23	1,863	1,447	679	4	548	3,115	27	2,452
出雲市	628	488	935	758	113	69	4,415	3,375	2,109	36	1,628	8,200	116	6,318
益田市	226	179	413	349	30	20	1,827	1,432	631	14	504	3,127	41	2,484
大田市	205	159	257	215	35	22	1,207	950	560	4	448	2,264	19	1,794
安来市	155	126	465	439	31	24	1,418	1,142	622	1	518	2,691	22	2,249
江津市	133	115	207	181	25	17	913	709	384	0	321	1,662	10	1,343
雲南市	158	119	261	218	26	19	1,397	1,125	580	6	471	2,422	29	1,952
奥出雲町	65	53	101	91	11	8	511	406	181	1	157	869	7	715
飯南町	36	27	34	26	4	0	265	231	111	0	88	450	4	372
川本町	20	18	36	33	4	4	160	126	64	0	55	284	1	236
美郷町	28	22	48	47	3	3	226	187	79	1	66	384	2	325
邑南町	61	49	86	77	17	9	478	385	169	0	149	811	3	669
津和野町	50	45	71	64	8	2	372	296	154	2	132	655	5	539
吉賀町	42	35	85	77	7	5	290	247	97	2	81	521	4	445
海士町	20	18	29	24	2	1	155	132	37	0	33	243	1	208
西ノ島町	17	16	43	38	3	3	148	123	40	0	36	251	1	216
知夫村	4	3	15	15	1	1	52	51	16	0	15	88	0	85
隠岐の島町	79	70	86	78	16	11	435	336	196	2	159	812	9	654
合計	2,727	2,116	4,440	3,702	481	300	21,219	16,491	9,060	107	7,261	37,927	462	29,870
構成比	7.2%		11.7%		1.3%		55.9%		23.9%					

②-2 市町村別・障がい別・男女別 身体障害者手帳所持者数

平成27年3月31日現在

	視覚機能障害		聴覚・平衡機能障害		音声・言語・そしゃく機能障害		肢体不自由		内部障害		合計			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
松江市	588	317	946	555	106	35	5,087	3,012	2,351	1,236	1,115	9,078	4,043	5,034
浜田市	212	127	322	182	39	7	1,863	1,072	679	363	316	3,115	1,411	1,704
出雲市	628	352	935	497	113	35	4,415	2,440	2,109	1,178	931	8,200	3,945	4,255
益田市	226	127	413	257	30	9	1,827	987	631	351	280	3,127	1,467	1,660
大田市	205	120	257	150	35	8	1,207	679	560	313	247	2,264	1,060	1,204
安来市	155	89	465	206	31	6	1,418	763	622	335	287	2,691	1,287	1,404
江津市	133	76	207	83	25	3	913	517	384	192	192	1,662	750	912
雲南市	158	86	261	144	26	8	1,397	807	580	332	248	2,422	1,129	1,293
奥出雲町	65	41	101	63	11	2	511	319	181	109	72	869	372	497
飯南町	36	22	34	19	4	1	265	159	111	65	46	450	203	247
川本町	20	9	36	22	4	0	160	97	64	33	31	284	125	159
美郷町	28	19	48	30	3	0	226	133	79	44	35	384	167	217
邑南町	61	37	86	53	17	6	478	256	169	100	69	811	390	421
津和野町	50	27	71	46	8	3	372	202	154	80	74	655	303	352
吉賀町	42	23	85	44	7	4	290	172	97	55	42	521	236	285
海士町	20	11	29	16	2	1	155	96	37	22	15	243	104	139
西ノ島町	17	10	43	27	3	0	148	100	40	22	18	251	96	155
知夫村	4	3	15	7	1	0	52	39	16	9	7	88	33	55
隠岐の島町	79	32	86	52	16	6	435	259	196	99	97	812	351	461
合計	2,727	1,186	4,440	2,548	481	134	21,219	12,109	9,060	4,938	4,122	37,927	17,472	20,454

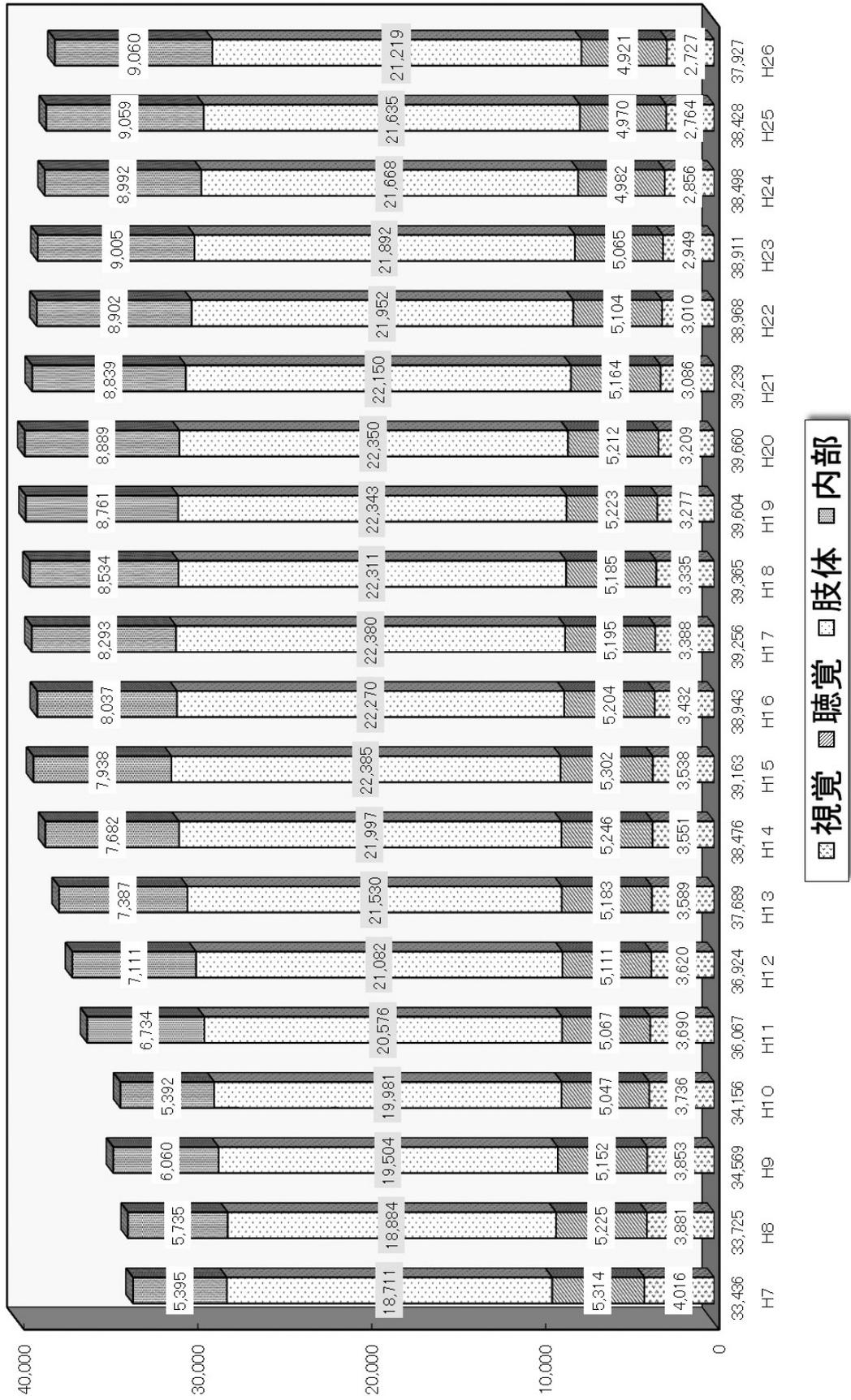
③ 障がい別・等級別・年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数

平成27年3月31日現在

	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		合 計	
	18歳 未満	65歳 以上												
視 覚 機 能 障 害	912	4 690	781	1 603	190	4 148	174	0 139	364	3 271	306	0 265	2,727	12 2,116
聴 覚 ・ 平 機 能 障 害	222	4 134	831	33 572	540	5 454	933	8 843	26	0 15	1,888	35 1,684	4,440	85 3,702
聴 覚	222	4 134	827	33 569	527	5 446	933	8 843	7	0 6	1,888	35 1,684	4,404	85 3,682
平 衡 機 能	0	0 0	4	0 3	13	0 8	0	0 0	19	0 9	0	0 0	0 36	0 20
音 声 ・ 言 語 ・ そ し や く 機 能 障 害	5	0 4	30	0 23	257	1 186	189	2 87	0	0 0	0	0 0	0 481	3 300
肢 体 不 自 由	4,356	178 3,023	3,368	39 2,481	4,064	19 3,391	6,512	12 5,433	1,982	3 1,525	937	4 638	21,219	255 16,491
上 肢	1,830	35 1,391	1,437	11 1,054	792	7 526	782	4 599	665	2 548	395	2 266	5,901	61 4,384
下 肢	593	20 408	911	12 689	2,765	6 2,473	5,661	7 4,789	896	0 643	526	1 367	11,352	46 9,369
体 幹	1,764	63 1,219	989	7 737	494	4 391	60	0 44	414	1 334	9	0 5	3,730	75 2,730
脳 原 性 運 動 機 能 障 害	169	60 5 31	9 1	1 13	2 1	2 1	9 1	1 1	7 0	0 0	7 1	0 0	236	73 8
上 肢 機 能	115	43 5 18	3 1	1 12	2 1	2 1	8 1	1 1	6 0	0 0	4 1	0 0	163	50 8
移 動 機 能	54	17 0 13	6 0	0 1	0 1	0 0	1 0	0 0	1 0	0 0	3 0	0 0	73	23 0
内 部 障 害	6,327	52 5,065	72	1 53	929	38 732	1,732	16 1,411	0	0 0	0	0 0	9,060	107 7,261
心 臓 機 能 障 害	4,376	40 3,786	37	0 28	548	26 408	312	10 215	0	0 0	0	0 0	5,273	76 4,437
じ ん 臓 機 能 障 害	1,729	5 1,120	9	0 9	56	0 44	17	0 15	0	0 0	0	0 0	1,811	5 1,188
呼 吸 器 機 能 障 害	172	2 139	15	0 13	233	4 216	110	0 101	0	0 0	0	0 0	530	6 469
ぼう こう ・ 直 腸 機 能 障 害	10	0 9	3	1 1	82	7 61	1,279	6 1,080	0	0 0	0	0 0	1,374	14 1,151
小 腸 機 能 障 害	6	1 4	0	0 0	4	1 1	6	0 0	0	0 0	0	0 0	16	2 5
免 疫 機 能 障 害	4	0 0	6	0 0	3	0 0	7	0 0	0	0 0	0	0 0	20	0 0
肝 臓 機 能 障 害	30	4 7	2	0 2	3	0 2	1	0 0	0	0 0	0	0 0	36	4 11
合 計	11,822	238 8,916	5,082	74 3,732	5,980	67 4,911	9,540	38 7,913	2,372	6 1,811	3,131	39 2,587	37,927	462 29,870

④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移

平成27年3月31日現在



(2) 自立支援医療費（精神通院医療）精神障害者保健福祉手帳

① 市町村別自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成27年3月31日現在

区分	自立支援医療費 対象者	手帳所持者			
		1級	2級	3級	合計
県計	14,784	1,283	3,219	1,080	5,582
松江保健所管内	5,552	389	1,205	413	2,007
松江市	4,704	315	1,014	343	1,672
安来市	848	74	191	70	335
雲南保健所管内	1,152	71	192	64	327
雲南市	809	49	117	34	200
奥出雲町	234	12	53	21	86
飯南町	109	10	22	9	41
出雲保健所管内	3,685	322	720	195	1,237
出雲市	3,685	322	720	195	1,237
県央保健所管内	1,016	155	315	99	569
大田市	663	113	216	52	381
川本町	76	9	26	8	43
美郷町	88	18	23	9	50
邑南町	189	15	50	30	95
浜田保健所管内	1,787	162	424	198	784
浜田市	1,220	119	289	132	540
江津市	567	43	135	66	244
益田保健所管内	1,142	130	272	91	493
益田市	847	102	215	65	382
津和野町	148	12	35	12	59
吉賀町	147	16	22	14	52
隠岐保健所管内	450	54	91	20	165
海士町	48	12	16	6	34
西ノ島町	49	10	12	2	24
知夫村	17	2	7	4	13
隠岐の島町	336	30	56	8	94

※平成26年度末に有効期間を有するものの数（平成27年6月2日作成）

② 精神障害者保健福祉手帳 月別承認状況

平成27年 3月31日現在

年度 月	24年度		25年度		26年度	
	承認件数	うち診断書	承認件数	うち診断書	承認件数	うち診断書
4月	209	108	294	164	204	99
5月	227	74	254	90	204	98
6月	156	78	244	131	236	132
7月	206	81	178	91	192	108
8月	139	67	203	97	212	123
9月	133	85	200	114	277	157
10月	217	88	239	96	282	164
11月	159	77	201	89	316	180
12月	188	91	200	116	233	129
1月	156	70	229	86	169	98
2月	188	100	214	103	320	202
3月	216	100	272	158	323	185
計	2,194	1,019	2,728	1,335	2,968	1,675

※平成26年度末に有効期間を有するものの数（平成27年 6月 2日作成）

③ 市町村別・年齢階層別・男女別 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

平成27年3月31日現在

区分	性別	0歳～ 5歳未満	5歳～ 10歳未満	10歳～ 15歳未満	15歳～ 20歳未満	20歳～ 25歳未満	25歳～ 30歳未満	30歳～ 35歳未満	35歳～ 40歳未満	40歳～ 45歳未満	45歳～ 50歳未満	50歳～ 55歳未満	55歳～ 60歳未満	60歳～ 65歳未満	65歳～ 70歳未満	70歳～	合計
松江市	男		1	31	77	118	112	179	211	286	232	203	228	199	150	210	2,237
	女			26	76	122	167	192	233	290	235	215	187	181	198	345	2,467
	計	0	1	57	153	240	279	371	444	576	467	418	415	380	348	555	4,704
浜田市	男			22	26	19	28	44	56	56	45	44	61	66	58	52	577
	女		3	7	13	34	42	43	57	61	52	56	44	63	61	107	643
	計	0	3	29	39	53	70	87	113	117	97	100	105	129	119	159	1,220
出雲市	男		46	129	79	66	82	122	159	195	163	146	143	183	161	185	1,859
	女		18	47	72	75	100	133	148	194	182	129	129	167	148	284	1,826
	計	0	64	176	151	141	182	255	307	389	345	275	272	350	309	469	3,685
益田市	男		7	23	17	8	17	33	39	41	38	33	38	48	43	39	424
	女	1	3	11	5	14	26	26	35	51	23	41	35	35	43	74	423
	計	1	10	34	22	22	43	59	74	92	61	74	73	83	86	113	847
大田市	男		1	9	14	16	12	20	28	27	36	35	41	42	38	33	352
	女			2	13	15	17	25	34	23	23	25	28	34	36	36	311
	計	0	1	11	27	31	29	45	62	50	59	60	69	76	74	69	663
安来市	男		1	18	19	20	14	15	34	54	37	38	52	34	34	64	434
	女			6	15	25	16	26	41	48	42	45	26	31	46	47	414
	計	0	1	24	34	45	30	41	75	102	79	83	78	65	80	111	848
江津市	男		12	23	13	10	8	13	28	23	23	29	29	35	20	21	287
	女		5	6	8	8	17	24	33	15	32	24	23	23	18	44	280
	計	0	17	29	21	18	25	37	61	38	55	53	52	58	38	65	567
雲南市	男		1	13	12	10	19	26	36	38	32	34	36	45	44	46	392
	女			8	11	10	24	37	28	41	30	29	34	52	36	77	417
	計	0	1	21	23	20	43	63	64	79	62	63	70	97	80	123	809
奥出雲町	男			4	6	2	4	3	8	6	9	7	11	22	7	13	102
	女		2	2	7	6	11	9	9	7	14	7	11	13	8	26	132
	計	0	2	6	13	8	15	12	17	13	23	14	22	35	15	39	234
飯南町	男			3	3	1	1	1	6	5	2	3	11	12	5	6	59
	女					5	2	3	2	9	4	4	5	1	9	6	50
	計	0	0	3	3	6	3	4	8	14	6	7	16	13	14	12	109
川本町	男		2	2	1	2	3	3	2	4	1		6	3	6	4	39
	女					1	4		4	3	6	3	6	3	2	5	37
	計	0	2	2	1	3	7	3	6	7	7	3	12	6	8	9	76
美郷町	男			1	1	4	3	1	2	4	3	3	7	5	2	2	38
	女			1	1	2	6	2	6	6	3	2	7	3	5	6	50
	計	0	0	2	2	6	9	3	8	10	6	5	14	8	7	8	88
邑南町	男			2	5	5	4	6	6	10	10	11	8	10	9	8	94
	女			1	4	3	3	2	10	18	12	10	9	6	6	11	95
	計	0	0	3	9	8	7	8	16	28	22	21	17	16	15	19	189
津和野町	男			1		2	4	5	5	8	6	9	11	9	8	6	74
	女				5	3	6	12	4	3	3	2	6	8	8	14	74
	計	0	0	1	5	5	10	17	9	11	9	11	17	17	16	20	148
吉賀町	男				4	2	4	3	6	3	3	7	4	6	8	13	63
	女		1	3		3		3	7	4	3	2	5	14	8	31	84
	計	0	1	3	4	5	4	6	13	7	6	9	9	20	16	44	147
海士町	男			2						2	1	1	2	4	2	3	17
	女				3		2		2	2	4	2	3	7	2	4	31
	計	0	0	2	3	0	2	0	2	4	5	3	5	11	4	7	48
西ノ島町	男				1		1	1	2		4	1	4	3	4	3	24
	女							2	1	4	4	3	4	1	3	3	25
	計	0	0	0	1	0	1	3	3	4	8	4	8	4	7	6	49
知夫村	男		1										1	1	2		9
	女									2		1	1	2	1	1	8
	計	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2	4	1	5	17
隠岐の島町	男		3	4	1	2	6	8	12	10	13	17	28	26	26	23	179
	女		2		1	6	7	4	12	12	13	8	10	22	23	37	157
	計	0	5	4	2	8	13	12	24	22	26	25	38	48	49	60	336
合計	男	0	75	287	279	287	322	483	640	772	658	622	721	754	625	735	7,260
	女	1	34	120	234	332	450	543	666	793	685	608	573	666	661	1,158	7,524
	計	1	109	407	513	619	772	1,026	1,306	1,565	1,343	1,230	1,294	1,420	1,286	1,893	14,784

(注1) 平成26年度末に有効期間を有するものの数 (平成27年6月2日作成)

(注2) 年齢は、年度末で計算

④ 市町村別・年齢区分別・等級別 精神障害保健福祉手帳所持者数

平成27年 3月31日現在

	18歳未満				18歳以上65歳未満				65歳以上				合計				特記事項
	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	
松江市	12	32	15	59	185	821	294	1,300	118	161	34	313	315	1,014	343	1,672	
安来市	1	8	3	12	35	149	56	240	38	34	11	83	74	191	70	335	
<松江圏域>	13	40	18	71	220	970	350	1,540	156	195	45	396	389	1,205	413	2,007	
雲南市					38	98	28	164	11	19	6	36	49	117	34	200	
奥出雲町		1	1	2	6	42	17	65	6	10	3	19	12	53	21	86	
飯南町					7	19	9	35	3	3		6	10	22	9	41	
<雲南圏域>		1	1	2	51	159	54	264	20	32	9	61	71	192	64	327	
出雲市		10	6	16	201	587	164	952	121	123	25	269	322	720	195	1,237	
<出雲圏域>		10	6	16	201	587	164	952	121	123	25	269	322	720	195	1,237	
大田市		5	1	6	57	158	42	257	56	53	9	118	113	216	52	381	
川本町		2	1	3	7	14	4	25	2	10	3	15	9	26	8	43	
美郷町					13	18	7	38	5	5	2	12	18	23	9	50	
邑南町		2	1	3	10	40	22	72	5	8	7	20	15	50	30	95	
<大田圏域>		9	3	12	87	230	75	392	68	76	21	165	155	315	99	569	
浜田市	1	7	4	12	64	211	97	372	54	71	31	156	119	289	132	540	
江津市			1	1	24	109	53	186	19	26	12	57	43	135	66	244	
<浜田圏域>	1	7	5	13	88	320	150	558	73	97	43	213	162	424	198	784	
益田市		4	5	9	53	176	54	283	49	35	6	90	102	215	65	382	
津和野町		1	1	2	7	29	9	45	5	5	2	12	12	35	12	59	
吉賀町			2	2	6	14	11	31	10	8	1	19	16	22	14	52	
<益田圏域>		5	8	13	66	219	74	359	64	48	9	121	130	272	91	493	
海士町		1		1	9	11	4	24	3	4	2	9	12	16	6	34	
西ノ島町					6	9	1	16	4	3	1	8	10	12	2	24	
知夫村					1	5	1	7	1	2	3	6	2	7	4	13	
隠岐の島町		1		1	22	37	8	67	8	18		26	30	56	8	94	
<隠岐圏域>		2		2	38	62	14	114	16	27	6	49	54	91	20	165	
県合計	14	74	41	129	751	2,547	881	4,179	518	598	158	1,274	1,283	3,219	1,080	5,582	

※平成26年度末に有効期間を有するものの数（平成27年 6月2日作成）

(3) 療育手帳

① 市町村別・年齢区分及び障害程度別 療育手帳所持者数

平成27年3月31日現在

	18歳未満			18歳以上65歳未満			65歳以上			合計	特記事項
	A	B	計	A	B	計	A	B	計		
松江市	145	229	374	520	845	1,365	160	104	264	2,003	
安来市	19	33	52	127	178	305	41	14	55	412	
<松江圏域>	164	262	426	647	1,023	1,670	201	118	319	2,415	
雲南市	6	27	33	126	215	341	58	32	90	464	
奥出雲町	7	12	19	36	42	78	21	3	24	121	
飯南町	3	7	10	16	34	50	6	2	8	68	
<雲南圏域>	16	46	62	178	291	469	85	37	122	653	
出雲市	88	158	246	412	660	1,072	140	65	205	1,523	
<出雲圏域>	88	158	246	412	660	1,072	140	65	205	1,523	
大田市	15	36	51	141	170	311	42	19	61	423	
川本町	3	9	12	15	23	38	5	5	10	60	
美郷町	3	5	8	28	27	55	12	3	15	78	
邑南町	4	8	12	48	59	107	24	12	36	155	
<大田圏域>	25	58	83	232	279	511	83	39	122	716	
浜田市	22	66	88	177	284	461	56	38	94	643	
江津市	11	27	38	108	113	221	29	8	37	296	
<浜田圏域>	33	93	126	285	397	682	85	46	131	939	
益田市	30	49	79	137	221	358	64	27	91	528	
津和野町	5	9	14	11	48	59	7	3	10	83	
吉賀町	6	11	17	22	36	58	12	0	12	87	
<益田圏域>	41	69	110	170	305	475	83	30	113	698	
海士町	0	4	4	10	13	23	3	1	4	31	
西ノ島町	1	0	1	7	17	24	4	5	9	34	
知夫村	0	0	0	2	3	5	0	0	0	5	
隠岐の島町	7	11	18	58	94	152	10	13	23	193	
<隠岐圏域>	8	15	23	77	127	204	17	19	36	263	
県合計	375	701	1,076	2,001	3,082	5,083	694	354	1,048	7,207	

② 相談・判定状況（過去5年間）

出典：厚生労働省福祉行政報告例

区分	相談内容										判定内容					判定書交付件数			
	取扱実人数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理判定	職能判定	その他の判定	計	障害程度区分	療育手帳	その他	計
平成21年度	来所	1	0	0	0	0	0	244	106	351	27	351	0	0	378	0	236	113	349
	巡回	0	0	0	0	0	0	516	0	516	0	516	0	0	516	0	515	0	515
	計	867	1	0	0	0	0	760	106	867	27	867	0	0	894	0	751	113	864
平成22年度	来所	404	1	0	24	2	1	273	103	404	25	399	0	0	424	2	256	143	401
	巡回	614	0	0	0	0	0	600	14	614	0	614	0	0	614	0	599	14	613
	計	1018	1	0	24	2	1	873	117	1018	25	1013	0	0	1038	2	855	157	1014
平成23年度	来所	374	0	0	7	4	1	260	103	376	40	366	0	0	406	3	251	113	367
	巡回	520	0	0	1	0	0	516	3	520	1	519	0	0	520	0	515	4	519
	計	894	0	0	8	4	1	776	106	896	41	885	0	0	926	3	766	117	886
平成24年度	来所	376	0	0	0	11	1	246	117	376	43	369	0	2	414	3	231	130	364
	巡回	578	0	0	0	0	0	556	22	578	2	578	0	0	580	0	556	1	557
	計	954	0	0	0	11	1	802	139	954	45	947	0	2	994	3	787	131	921
平成25年度	来所	384	0	0	5	3	0	212	159	384	45	370	0	0	415	1	212	143	356
	巡回	534	0	0	0	0	0	534	2	534	0	536	0	0	536	0	536	0	536
	計	918	0	0	5	3	0	746	161	918	45	906	0	0	951	1	748	143	892
平成26年度	来所	455	0	0	4	3	1	288	159	455	34	452	0	0	486	6	273	173	452
	巡回	444	0	0	0	1	0	425	18	444	1	443	0	0	444	0	424	19	443
	計	899	0	0	4	3	2	713	177	899	35	895	0	0	930	6	697	192	895

4. 身体障害者補装具・更生医療の判定

(1) 補装具判定業務委託医療機関

平成27年3月31日現在

	医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
1	東部島根医療福祉センター	690-0864	松江市東生馬町15-1	0852-36-8011	36-8992
2	玉造病院	699-0293	松江市玉湯町湯町1-2	0852-62-1560	62-2546
3	浜田医療センター	697-8511	浜田市浅井町777-12	0855-25-0505	28-7070
4	島根大学医学部附属病院	693-8501	出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111	20-2264
5	島根県立中央病院	693-8555	出雲市姫原4丁目1-1	0853-22-5111	21-2975
6	出雲市立総合医療センター	691-0003	出雲市灘分町613	0853-63-5111	63-4228
7	出雲市民リハビリテーション病院	693-0033	出雲市知井宮町238	0853-21-2733	24-2906
8	益田赤十字病院	698-0003	益田市乙吉町イ103-1	0856-22-1480	22-3991
9	益田地域医療センター医師会病院	699-3676	益田市遠田町1917-2	0856-22-3611	22-0407
10	白根整形外科医院	692-0007	安来市荒島町1817-1	0854-28-7000	28-7725
11	安来市立病院	692-0404	安来市広瀬町広瀬1931	0854-32-2121	32-2125
12	生越整形外科クリニック	694-0064	大田市大田町大田1263-8	0854-82-6161	82-6162
13	済生会江津総合病院	695-8505	江津市江津町1016-37	0855-54-0101	54-0171
14	西部島根医療福祉センター	695-0001	江津市渡津町1926	0855-52-2442	52-0344
15	雲南市立病院	699-1221	雲南市大東町飯田96-1	0854-43-2390	43-2398
16	町立奥出雲病院	699-1511	仁多郡奥出雲町三成1622-1	0854-54-1122	54-1280
17	加藤病院	696-0001	邑智郡川本町川本383-1	0855-72-0640	72-1608
18	六日市病院	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市368-4	0856-77-1581	77-1580
19	隠岐広域連合立隠岐病院	685-0016	隠岐郡隠岐の島町城北町355	08512-2-1356	2-6149
20	隠岐広域連合立隠岐島前病院	684-0303	隠岐郡西ノ島町美田2071-1	08514-7-8211	7-8702

(注) 補装具判定担当窓口は次のとおりである。

玉造病院	義肢室
島根大学医学部附属病院	リハビリテーション部
島根県立中央病院	リハビリテーション科
出雲市民リハビリテーション病院	リハビリテーション科
益田地域医療センター医師会病院	リハビリテーション科
雲南市立病院	リハビリテーション科
隠岐広域連合立隠岐島前病院	外科
その他の医療機関	整形外科

(2) 平成26年度障害別補装具・更生医療の判定状況

区 分	肢 体 不 自 由										眼 疾 患	耳 疾 患	音 声 ・ 言 語 障 害	内 部 障 害				計	
	脳 血 管 障 害	脳 性 麻 痺	神 経 ・ 筋 疾 患	脊 頸 損 傷	上 肢 切 断	下 肢 切 断	リ ウ マ チ	骨 折	変 形 性 関 節 症	そ の 他				じ ん 臓	心 臓	肝 臓	免 疫 機 能 障 害		
義肢一般構造—上肢					13														13
義肢一般構造—下肢						5													5
義肢—骨格構造—上肢																			0
義肢—骨格構造—下肢						26													26
装 具 — 上 肢	4	1																	5
装 具 — 下 肢	81	6	2	2				2	7	19									119
装 具 — 体 幹		1	1							1									3
電 動 車 椅 子	4	6	5	3			2			4									24
車 椅 子	19	25	5	8				3	2	17									79
意 思 伝 達 装 置			5																5
座 位 保 持 装 置	3	7	1							2									13
補 聴 器 (ポケット型)												29							29
補 聴 器 (耳掛け型)												221							221
補 聴 器 (耳あな型)												7							7
補 聴 器 (F M 型)																			0
補 聴 器 (骨 導 式)																			0
特 例 補 装 具		1										3							4
不 適	1									1									2
小 計	112	47	19	13	13	31	2	5	9	44	0	260	0	0	0	0	0	0	555
更 生 医 療 — 腎 臓														259					259
更 生 医 療 — 心 臓															151				151
更 生 医 療 — 肝 臓																6			6
更 生 医 療 — 肢 体 不 自 由							2	1	30	1									34
更 生 医 療 — 眼 疾 患											1								1
更 生 医 療 — 耳 ・ 口 腔 疾 患												1	4						5
更 生 医 療 — 免 疫 機 能																		9	9
不 適																			0
小 計	0	0	0	0	0	0	2	1	30	1	1	1	4	259	151	6	9	465	
計	112	47	19	13	13	31	4	6	39	45	1	261	4	259	151	6	9	1020	

* 補装具の判定数は、給付判定数。

* 難病患者等で身体障害者手帳非取得者の判定は5件（全て意思伝達装置）。

（手帳を所持していても現障害に対応する手帳でない者を含む）

5. 身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳によるサービス

(1) 税制（主なもの）

※軽自動車税の減免は各市町村の条例で定められていますので、詳細は各市町村にご確認ください。
平成27年4月1日現在

制 度	内 容		備 考		
所得税 (障害者控除)	控除対象	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者 身体障害者手帳1級又は2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者を扶養している方も控除を受けられます。 ・控除対象となる方が、同居特別障害者の場合は、35万円が加算されます。 		
	控除額	40万円<特別障がい者> 27万円<障がい者>			
相続税 (障害者控除)	控除対象	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者(相続人が85歳未満) 身体障害者手帳1級又は2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者を扶養している方も控除を受けられます。 ・控除対象となる方が、同居特別障害者の場合は、23万円が加算されます。 		
	控除額	12万円×(85歳-相続したときの年齢) ※H27.1.1相続開始～ 20万円 <特別障がい者> 6万円×(85歳-相続したときの年齢) ※H27.1.1相続開始～ 10万円 <障がい者>			
マル優制度等	対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者			
	預貯金等の種類	マル優制度	特別マル優制度		
	非課税となる金額	対象となる貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子	国債、地方債 国債及び地方債の合計金額が350万円までの利子		
住民税 (障害者控除)	控除対象	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者 身体障害者手帳1級又は2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者を扶養している方も控除を受けられます。 ・控除対象となる方が、同居特別障害者の場合は、23万円が加算されます。 		
	控除額	30万円<特別障がい者> 26万円<障がい者>			
自動車税 軽自動車税 自動車取得税	減免対象となる自動車	自動車の所有(取得)者	運転者	用途	<ul style="list-style-type: none"> ・減免できる自動車は、お持ちの自動車(軽自動車を含む)のうち1台です。 ・自動車の所有者は原則として障がい者(本人)としますが、本人の所有する自動車(軽自動車を含む)がない場合に限り、生計を一にする方が所有する自動車も対象となります。 ・割賦販売等により自動車の売り主が所有権を留保している場合は、使用者を所有者とみなします。 ・障がい者が「常時介護する方が自動車の運転をする場合は、障がい者のみで構成される世帯に属する障がい者の所有(取得)する自動車を運転する場合に限り、減免の対象となります。
		障がい者本人	本人	—	
減免対象となる障がい者	手帳の種類(障がい区分)	障がい者本人が運転する場合	障がい者と生計を一にする方又は障がい者を常時介護する方が運転する場合	<ul style="list-style-type: none"> (注)2以上の障がいがある場合の取扱い (1)障がいの区分が異なる場合は、個々の区分で判定します。 ◎減免の対象とならない場合の例(生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合) 身体障害者手帳の等級が2級であっても、その内容が上肢不自由3級及び下肢不自由4級であるときは該当しません。 (2)障がいの内容が同一の区分であるときは合算することができます。 ◎合算する例(下肢不自由の場合) 両股関節機能障害4級×2(右股関節機能障害4級並びに左股関節機能障害4級)の場合の認定等級は3級となります。 	
		障害の級別	障害の級別		
減免対象となる障がい者	身体障害者手帳	視覚障害	1級から3級、4級の1	1級から3級、4級の1	
		聴覚障害	2級、3級	2級、3級	
		平衡機能障害	3級	3級	
		音声機能障害	3級(咽頭摘出による場合に限り)	3級	
		上肢不自由	1級、2級	1級、2級	
		下肢不自由	1級から6級	1級から3級	
		体幹不自由	1級から3級、5級	1級から3級	
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級、2級(一上肢のみの場合を除く) 移動機能 1級から6級	1級、2級(一上肢のみの場合を除く) 1級から3級(一下肢のみの場合を除く)	
		心臓機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	
		じん臓機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	
		呼吸器機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	
		ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	
		小腸の機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級	1級から3級	
肝臓機能障害	1級から4級	1級から4級			
療育手帳	障害程度区分が「A」	障害程度区分が「A」			
精神障害者保健福祉手帳	障害程度区分が「1級」	障害程度区分が「1級」			
減免額	自動車税	軽自動車税	自動車取得税		
	45,000円(重課対象自動車は49,500円)を限度として減免	全額免除	取得価格又は300万円のいずれか低い額に自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額を減免		

(2) 共通の各種割引制度等

※割引制度を利用する場合は、各事業者で割引が異なる場合や適用されない場合がありますので、詳細は各事業者にご確認ください。

平成27年4月1日現在

制 度	内 容				備 考	
J R旅客鉄道株式会社 の旅客運賃割引	割引対象	身体障害者手帳又は療育手帳所持者				<ul style="list-style-type: none"> ・第1種及び第2種は、JRの運賃割引規則による障がい程度の区分で、身体障害者手帳及び療育手帳に表示されています。 ・窓口で身体障害者手帳又は療育手帳を提示して、割引乗車券を購入してください。 ・乗車中は手帳を携帯してください。 ・介護者の割引は、本人と同一区間の乗車券類を購入する場合に限って適用されます。
		第1種の表示がある場合		第2種の表示がある場合		
	普通・定期・回数乗車券 普通急行券	普通乗車券	普通乗車券	定期乗車券		
	本人及びその介護者	本人(介護者が付き添わず、単独で乗車する場合)	本人(単独で乗車する場合)	12歳未満の手帳所持者及びその介護者		
割引条件等	介護者と一緒に乗車する場合、片道100km以内の普通乗車券も割引になります。	片道100kmを超える場合に限り、割引になります。	小児定期乗車券を除きます。(小児本人は、大人用通学定期運賃の半額になります。)			
割引率	50%					
航空運賃割引	割引対象者 (12歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種の表示がある身体障害者手帳所持者 ・航空割引欄に「本人・介護者」と表示された療育手帳所持者 		<ul style="list-style-type: none"> ・第2種の表示された身体障害者手帳所持者 ・航空割引欄に「本人」表示された療育手帳所持者 		<ul style="list-style-type: none"> ・12歳未満の方に発行する療育手帳には、航空運賃割引の表示をしていません。12歳到達時に、証明を受けてください。
		本人及び介護者		本人		
	割引率	各航空会社・路線により異なります。				
電車(一畑電車)の運賃割引	割引対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその介護者				<ul style="list-style-type: none"> ・第1種、第2種(精神障害者保健福祉手帳は1～3級)の区分に関係なく、介護者も割引対象になります。
	割引率	50%				
バス(県内事業者)の運賃割引	割引対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳又は療育手帳所持者 第1種の表示がある場合：本人及び介護者 第2種の表示がある場合：本人 				<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳所持者についても、割引対象とされている場合があります。
	割引率	50%				
旅客船(隠岐汽船)の運賃割引	割引対象者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	<ul style="list-style-type: none"> ・乗船手続き(購入時)の際に、手帳を提示してください。 	
		第1種の表示がある場合	第2種の表示がある場合	本人		
	割引率	50%				
タクシーの運賃割引	割引対象者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者				<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。 ・精神障害者保健福祉手帳所持者についても、割引対象とされている場合があります。
	割引率	10%(10円未満の端数切り捨て)				
	割引対象となる障がい者	障がい者本人が運転する場合	障がい者本人以外の方が運転し、障がい者が同乗する場合			
有料道路通行料金の割引(ETC割引)	割引対象となる障がい者	身体障害者手帳所持者(第1種・第2種とも)		第1種の表示がある身体障害者手帳又は第1種の表示がある療育手帳所持者	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の登録が必要です。(申込先は市町村) ・身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。 ・手帳のほかにも提出が必要な書類等がありますので、市町村窓口で確認してください。 ・ETCの時間帯割引は重複して適用されません。 	
		障がい者本人又は家族等が所有する自動車であって、あらかじめ市町村に届け出て登録されたもの(障がい者1人につき1台) ※ETCを利用する場合は、事業者への登録も必要です。				
	割引率	50%				
NHK放送受信料の減免	減免対象世帯	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している世帯員がいる市町村民税非課税世帯		<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主が重度身体障がい者、重度知的障がい者又は重度精神障がい者である世帯 ・世帯主が視覚又は聴覚障がい者である世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・申込先はNHK松江放送局です。 ・市町村窓口で申請書に免除事由の証明を受けた上でNHKへ提出(郵送可)してください。(または手帳、住民票等必要書類、印鑑をNHKに持参して申請してください。) 	
	減免内容	全額免除		半額免除		
電話番号案内料金の免除	免除対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・次の身体障害者手帳所持者 ア. 視覚障害1～6級 イ. 肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)1～2級 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 			<ul style="list-style-type: none"> ・事前に利用者の登録が必要です。 ・ふれあい案内(0120-104174)へ連絡してください。 	
携帯電話・PHSの割引サービス	割引内容	携帯電話		PHS	申込時に手帳を提示してください。	
		NTTドコモ	au by KDDI	ソフトバンクモバイル		Y!mobile(旧ウィルコム)
	FOMA基本使用料(60%)、タイプXi基本使用料(596円)、各種サービス使用料(60%)、テレビ電話通信料(音声通話料と同額)	基本使用料(50%)、通話料(au携帯等50%、他社携帯等20%)、Cメール送信料(au携帯等50%、他社携帯等20%)	料金プランごとに異なる。(ホワイトプランの場合、基本使用料(無料)、TVコール(50%)、パケットし放題(下限額0円～)	定額料金プランの低料金設定はH26.7.31で新規受付終了。既契約者は継続利用可。		
	割引対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者				
申込先	各社のサービスショップ、取扱店など					

(3) 市町村別助成事業

事業例：鉄道・バス・タクシー運賃等の助成、施設等通所費助成、医療費助成、通院交通費助成、障害者扶助料等福祉手当、公営住宅入居優先、公営住宅家賃減免、上下水道料金減免等

※ ホームヘルプサービスは、全市町村で実施しています

平成27年4月1日現在

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など	
松江市	松江市内路線バス等運賃の助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で、松江市に住民登録を有する者	①路線バス 松江市交通局（レイクライン除く）、一畑バス(高速バス、空港・隠岐汽船連絡除く)、日ノ丸バス（隠岐汽船連絡除く）の松江市内区間運賃を助成 視覚障害1・2級、療育A→本人無料、介護者（1名）無料 身体障害者運賃減額第1種（視覚障害1・2級を除く）、療育B →本人無料、介護者（1名）半額 身体障害者運賃減額第2種、精神障害者 →本人無料 ※重度の障がいがあり、屋外での移動に介護者が2名必要な場合は、上記に加えて介護者1名が無料 ②コミュニティバス→本人、介護者とも半額 定期券購入者へは、その代金を助成	
	通院交通費の助成（タクシー利用料助成）	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、及び精神障害者保健福祉手帳1級所持者	在宅で通院・リハビリ及び、松江市役所（支所）・障がい者団体事務局（松江市総合福祉センター、いきいきプラザ島根、ライトハウスライブラリー）を利用する場合、1回乗車で500円助成の利用券を6枚/月交付	
	通院交通費の助成（人工透析通院費助成）	じん臓機能障害1級の手帳を所持し、かつ週2回以上の人工透析通院者	自家用車の場合（自宅等から医療機関まで直線距離で5km以上の方）…1通院当たり500円（月2,000円上限） 公共交通機関の場合…交通費（障害者割引後運賃）の半額 タクシーの場合…タクシー利用料助成に加え、週2回通院の方は500円利用券を2枚/月、週3回以上通院の方は6枚/月を追加交付	
	市営住宅入居の優遇	身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1～3級の所持者を構成員に有する世帯（単身者を含む）	障がい者手帳所持者（自動車税免除該当者）	抽選回数1回増、入居収入基準額の上限緩和 駐車場代免除
			身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	運転免許の取得にかかった費用の2/3以内で、20万円を限度として助成（事前相談）
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、身体障がい者が所有し運転する自動車の改造にかかった費用の全額を、10万円を限度に助成（事前相談）	
	福祉車両購入費（改造費）助成金	身体障害者手帳所持者	障がい者本人または介護者が所有する福祉車両（車椅子対応車両）の購入または改造に要する経費の2/3以内で20万円を限度として助成（事前相談）	
浜田市	①タクシー等利用料金助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳所持者	年間13,500円分のバス券またはタクシー券の交付（人工透析利用者は通院距離が片道2km以上の通院距離によりタクシー券を増額します。）	
	②人工透析患者及び精神障害者通院交通費助成	人工透析患者・精神障害者保健福祉手帳所持者	通院距離が片道2km以上の医療機関受診者で、自己負担金の半額を最も経済的な経路及び交通手段により計算して助成	
	※①・②の助成はどちらか一方の選択です			
	各種手数料の免除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	住民票、所得証明書等	
	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	基準額内で、日常生活用具給付費にかかる本人自己負担額の半額を補助	

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など
浜田市	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	運転免許の取得にかかった費用の2/3以内で、10万円を限度として助成
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、身体障害者が所有し運転する自動車の改造にかかった費用の全額を、10万円を限度に助成
	移動補助用具購入補助	身体障害者1・2級（下肢、体幹）手帳所持者	障害者及びその介護者が運転する乗降装置付き自動車の購入または自動車の改造費の2/3以内の額（40万円を限度。ただし簡易移乗補助用具は10万円を限度）から自己負担金を控除した額を助成
	市営バス運賃割引（三隅・金城・旭・弥栄自治区）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳の提示で通常運賃の1/2を減免
	旭町移送サービス	身体障害者手帳1・2級 要介護3（介護保険法）以上	1回500円で福祉車両による移送サービス（市外1回1,000円）
出雲市	障がい者福祉タクシー事業	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級（在宅）	500円利用券、年間36枚（視覚1、2級は72枚） 住民税非課税要件有 ①対象者が18才以上の場合：交付対象者とその配偶者 ②対象者が18才未満の場合：世帯全員
	更生医療市助成	身体障害者手帳所持者	課税世帯の場合、入院10,000円、通院6,000円を超える自己負担分を助成 非課税世帯の場合、入院5,000円、通院3,000円を超える自己負担分を助成
	自動車運転免許取得助成事業	身体障害者手帳所持者	身体障害者の運転免許の取得に要する経費の一部助成（経費の2/3以内、限度額10万円）
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者 身体障害者手帳（肢体不自由2級以上）所持者	身体障害者が所有し運転する自動車を改造した場合の助成（限度額10万円） 身体障害者が自動車に昇降するために改造した場合（経費の2/3以内、限度額40万円）
益田市	市営生活バス運賃の減免	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	運賃の半額減免
	タクシー利用料金助成（益田・美都地区）	身体障害者（下肢・体幹・視覚障害の1、2級。上肢障害の1、2級で上記の障害3級以下を重複で持つ方。）	福祉タクシー利用券（1枚500円）を年間12枚交付（視覚1、2級は24枚）
	タクシー利用料金助成（匹見地区）	身体障害者手帳1、2級所持者	対象区間ごとに自己負担が定められた福祉タクシー利用券を年間48枚交付（但し自己負担が350円未満の場合は350円、1,200円を超える場合は1,200円の負担あり）
	通院交通費助成（益田地域）	血液透析通院者（身体障害者手帳じん臓機能障害1級所持者）	最寄の石見交通バス停から益田駅までのバス運賃の1/4（または基準額）×通院日数を助成
	通院交通費助成（美都・匹見地域）	血液透析通院者（身体障害者手帳じん臓機能障害1級所持者）	最寄の石見交通バス停から益田駅までのバス運賃半額を助成
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者（1～4級）	運転免許の取得に要する経費の一部助成（必要経費の2/3以内で、10万円を限度とする）（事前相談）
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、身体障害者が所有し運転する自動車の改造にかかった費用の全額を、10万円を限度に助成（事前相談）
大田市	タクシー利用補助	身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）所持者	500円利用券年間24枚交付
	ストマ用装具	身体障害者手帳所持者	生活保護世帯及び市民税非課税世帯は自己負担なし 市民税課税世帯は排泄管理支援用具の特例により、自己負担は、5/100（ただし、いずれも基準額の範囲内において）
	通院交通費の助成	人工透析患者（じん臓機能障害の記載がある身体障害者手帳所持者）	バス利用運賃の1/4、JR列車利用運賃の1/2、病院が実施している有料送迎バス等利用料の1/2助成。 片道2km以上、補助額上限2万円/月 なお、通院に週2回以上、個人でタクシーを利用する場合、通院距離に応じて別途助成あり。

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など
大田市	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者（肢体不自由1～4級）	免許の条件により、肢体不自由者が所有し運転する自動車を改造した場合の経費の全額を、10万円を限度に助成（要事前相談）
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者（1～4級）	運転免許の取得に要する経費の一部助成（必要経費の2/3以内で、10万円を限度とする）
	障害者マッサージサービス事業	身体障害者手帳所持者のうち、体幹機能障害、上肢機能障害又は下肢機能障害の障害等級が1級から3級の者	利用期間内に大田市鍼灸マッサージ師会所属の治療院で施術を受ける場合、1回につき1,000円割引（2回分）を行う。
安来市	広域バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	交通費の半額
	ストマ用装具費助成	身体障害者手帳所持者	日常生活用具交付の本人負担額の半額 ただし、所得税非課税世帯者のみ。
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者のうち、上肢・下肢又は体幹機能に障害がある者	自ら所有し運転する自動車の改造に要する経費の全額（ただし、10万円を限度とする）
	運転免許取得費助成	身体障害者手帳・療育手帳所持者	運転免許の取得に要する経費の一部助成（必要経費の2/3以内で、10万円を限度とする）
	リフト車等運行	身体障害者手帳所持者で常時車イス使用者、視覚障害1・2級	運行費用に応じ助成（年48枚の利用券を発行）
	人工透析患者通院費助成	腎臓機能障害1級の人工透析通院者（所得制限あり）	公共交通機関を利用したものとみなし計算した助成基本額の1/2以内。
江津市	ストマ用装具	身体障害者手帳所持者	日常生活用具給付制度の特例により、自己負担額を半額にしている。
	通院交通費の助成	人工透析通院者、精神手帳所持者	交通費の半額、月1万円上限（非課税世帯）
	生活バス運賃割引	身体障害者手帳所持者	利用料金の半額
	タクシー利用料金助成	身体障害者1・2級（下肢、体幹・視覚）手帳所持者（在宅）	年間500円利用券24枚を交付
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、肢体不自由者が所有し運転する自動車を改造した場合の経費の全額を、10万円を限度に助成（事前相談要）
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	運転免許の取得に要する経費の2/3以内で、10万円を限度として助成（事前相談要）
雲南市	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	重度障害者等日常生活用具基準額を上限として自己負担額の1/2助成
	市営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	交通費の半額
	市民バス優待回数券を利用したタクシー料金助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	市内タクシーでも利用できる、市民バスの「優待回数乗車券」を券面額の半額で左記対象者へ販売。（タクシー利用時、1回につき1,200円分まで。） 運転免許証を自主返納した方には、申請により総額20,000円以内で優待回数券（7,200円分以上）と温浴施設入浴券を無料交付。
	市営住宅入居の優遇	身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者	入居選考の際の優遇
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	障害者の運転免許の取得に要する経費の一部助成（経費の2/3以内、限度額10万円）
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、障害者の所有し運転する自動車を改造した場合の経費の助成（限度額10万円）

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など
雲南市	移動補助用具購入補助	下肢、体幹機能障害2級以上の身体障害者または当該障害者と生計を一にしている者	購入又は改造に要する経費の2/3の額(上限40万円)
	重度障害者等介護手当	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A所持者等を在宅で介護している者	介護者に月額5,000円(所得税非課税世帯:月額6,000円)
	人工透析患者通院費助成	人工透析通院者	交通費の半額
	視覚障害者タクシー利用料助成	在宅の身体障害者手帳視覚障害1・2級	500円利用券年間20枚
奥出雲町	奥出雲交道路線バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳所持者	交通費の半額
	CATV受信料	身体障害者手帳1、2級、療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	世帯内の全ての方が住民税所得割非課税の場合減免
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳(1~4級)または療育手帳所持者	免許取得に要した費用の2/3を上限とする。ただし一人当たり10万円を限度
	自動車改造費助成	免許の条件により自動車を改造する必要がある身体障がい者	障がい者の所有し、運転する自動車を改造した場合に経費の一部を助成(1件当たり10万円を限度とし、1車両1回限り)
	外出支援サービス	身体障害者手帳1、2級等の下肢障がい等により、車いすできない者又は重度の視覚障がい者	福祉車両による無料送迎、またはタクシー券を年に最大60,000円分給付
	通院交通費の助成	人工透析通院者	鉄道を利用して通院するときの通院実費の1/2の額。ただし、自家用車により通院する場合は、自宅又は自宅最寄り駅から医療機関までの近い方の距離に基本額を乗じた金額の1/2の助成。(基本額は町の規定による)
	通院医療費の助成	人工透析通院者	本人負担実費の3/4を助成
配食サービス	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	18歳以上65歳未満の調理が困難な障がい者であって同一世帯に調理ができる者がいない者や、同一世帯で障がい者が養育する18歳未満の児童に対して弁当を配達する。利用料 住民税課税世帯500円、住民税非課税世帯400円	
飯南町	町営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	交通費の半額
	通院交通費の助成	人工透析通院者	バス運賃基準の1/2を助成
	通院医療の助成	人工透析通院者	透析治療にかかる医療費の自己負担額の1/2を助成
	社会福祉施設通所交通費助成	20才未満の社会福祉施設通所者	交通費の1/4を助成(上限7,000円/月)
川本町	町営バス運賃割引	身体障害者手帳・療育手帳所持者	交通費の半額
	通院交通費の助成	人工透析通院者	通院交通費の1/4を助成
美郷町	町内路線バス運賃の助成	介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)受給者証所持者	割引券(200円で乗車) 年100枚
	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	ストマ用装具費全額助成(上限12,000円/月)
	通院費助成	身体障害者手帳所持者(人工透析患者のみ)	通院交通費全額助成(自家用車、バイク等の場合は1km20円*往復距離として算出。やむを得ずタクシーを利用する場合は、最寄りの駅・バス停等から公共交通機関を利用した場合の金額を算出)

実施主体	事業の内容	対象者	内容・金額など
邑南町	町営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者	運賃の半額
	通院交通費の助成	人工透析通院者	通院交通費全額（課税世帯は9割）助成
	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	ストマ用装具交付の本人負担額の助成
津和野町	通院交通費の助成	人工透析通院者	交通費の半額
	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	受託報酬基準額を上限として自己負担の1/2を助成
	タクシー利用券交付	身体障害者1種1・2級、2種1・2級肢体、体幹、視覚障害と療育A手帳所持者	500円利用券 年48枚交付
吉賀町	通院交通費の助成	人工透析通院者	通院交通費半額助成
	ストマ用装具助成	身体障害者手帳所持者	受託報酬基準額を上限として本人負担額の2分の1助成
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、障害者の所有し運転する自動車を改造した場合の経費の助成（限度額10万円）
	自動車運転免許取得費補助金	身体障害者手帳所持者および療育手帳所持者	自動車運転免許取得に関する経費の2/3（上限10万円）
海士町	通院交通費・宿泊費の助成	人工透析通院者	交通費の半額、宿泊代2,500円/1泊
	海士町保健センター使用料割引	所得税非課税世帯	風呂、プール等半額
西ノ島町	通院交通費・宿泊費の助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	町外通院にかかる交通費・宿泊費の半額を助成
	町営バス運賃割引	身体障害者手帳、療育手帳所持者	町営バス利用運賃の1/2
	町営住宅の優先入居	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	入居選考の際の優遇
	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、自らが所有し運転する自動車を改造した場合の経費の全額を、10万円を限度に助成
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	運転免許の取得に要する経費の2/3以内で、10万円を限度として助成
知夫村	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、自らが所有し運転する自動車を改造した場合の経費の全額を、10万円を限度に助成
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳所持者	運転免許の取得に要する経費の2/3以内で、10万円を限度として助成
隠岐の島町	自動車改造費助成	身体障害者手帳所持者	免許の条件により、身体障がい者が所有し運転する自動車の改造にかかった費用の9/10以内で、20万円を限度に助成
	航送料助成	身体障害者手帳所持者（1～5級）	障がい者本人または介護者が隠岐航路において車両を運搬する場合の経費の2/3以内で、片道15,000円を限度に助成

(4) 県立施設の利用料減免

※割引制度の詳細は各施設等にご確認ください。

平成27年4月1日現在

所在地	施設名	実施内容	休業日	対象者
松江市	県立美術館	観覧料無料	毎週火曜日 年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（介助者は1人に対し1人まで全額免除）
松江市	県立八雲立つ風土記の丘 展示学習館	入館料無料	毎週火曜日（祝日の場合は翌日） 年末年始 特別展前後臨時休館（電話でお確かめください。）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（介助者は1人に対し1人まで全額免除）
出雲市	県立古代出雲歴史博物館	観覧料無料	毎月第3火曜日（祝日の場合は翌日）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（介助者は1人に対し1人まで全額免除）
出雲市	花ふれあい公園 しまね花の郷	入場料 半額免除	3/1～11月末 無休 12/1～2月末 毎週火曜日（祝日の場合は翌日） 年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（介助者は1人に対し1人まで全額免除）
出雲市	県立宍道湖自然館 ゴビウス	入館料 半額免除	毎週火曜日（祝日の場合は翌平日） 年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（介助者は1人に対し1人まで全額免除）
大田市	県立三瓶自然館 サヒメル	入館料 半額免除	毎週火曜日（祝日の場合は翌平日。夏休み期間は無休） 3月・6月・12月の各第1月曜日から金曜日まで（各5日間） 9月28日（月）から10月2日（金）まで（5日間） 年末年始（12月27日～1月1日）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（介助者は1人に対し1人まで全額免除）
大田市	県立三瓶小豆原埋没 林公園	入園料 半額免除	年末年始（12月27日～1月1日）12月第1月曜日から金曜日まで（5日間）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（介助者は1人に対し1人まで全額免除）
浜田市	しまね海洋館 アクアス	入館料 半額免除	毎週火曜日（祝日の場合は翌日。ゴールデンウィーク、夏休み・冬休み・春休み期間、年末年始は無休）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（重度障がい者の介助者は、1人に対し1人まで全額免除）
益田市	県立石見美術館	観覧料無料	毎週火曜日（祝日の場合は翌平日） 年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（介助者は1人に対し1人まで全額免除）
出雲市	県立青少年の家 サン・レイク	宿泊使用料 半額免除	毎週月曜日（7月～9月は無休）、祝日、年末年始、2月9日・10日	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（介助者は1人に対し1人まで全額免除）
江津市	県立少年自然の家	宿泊使用料 半額免除	毎週月曜日、祝日、年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（介助者は1人に対し1人まで全額免除）
松江市	県立水泳プール	使用料 半額免除	毎週月曜日（7月～8月は無休） 年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（介助者は1人に対し1人まで全額免除）
浜田市	県立体育館	使用料 半額免除	毎週月曜日（祝日の場合は翌日） 年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（介助者は1人に対し1人まで全額免除）
益田市	県立サッカー場	使用料 半額免除	毎週月曜日 年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（介助者は1人に対し1人まで全額免除）
松江市	県立武道館	使用料 半額免除	毎週月曜日（祝日の場合は翌平日） 年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（介助者は1人に対し1人まで全額免除）

所在地	施設名	実施内容	定休日	対象者
浜田市	県立石見武道館	使用料 半額免除	毎週月曜日（祝日の場合は 翌平日）年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害 者保健福祉手帳所持者（介助者は1人 に対し1人まで全額免除）
松江市	島根県立はつらつ体 育館	使用料無料	毎週水曜日（祝日の場合翌 平日）年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害 者保健福祉手帳所持者又はその資格の 対象に準ずる障がいのある者（介助者 は1人に対し1人まで全額免除）
出雲市	県立浜山公園（体育 館設備の一部・陸上 競技場・補助競技場・ テニスコート）	使用料 （個人利用） 半額免除	毎週月曜日（祝日の場合翌 平日）（体育館のみ）年末 年始（共通）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害 者保健福祉手帳所持者（介助者は1人 に対し1人まで全額免除）
雲南市・ 奥出雲町	さくらおろち湖周辺 スポーツ施設 （自転車競技施設・ ボート競技施設）	使用料 半額免除	毎週月曜日（祝日の場合は 翌平日）・年末年始	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害 者保健福祉手帳所持者（介助者は1人 に対し1人まで全額免除）

（注）入館（利用）時に手帳を提示してください。

（5）福祉医療費助成制度

【対象者】

1. 65歳以上で3か月以上ねたきりの方（対象期間1年）
 2. 身体障害者手帳1級または2級の方
 3. 身体障害者手帳3級または4級で、知的障がいのある方
 4. 療育手帳Aの方
 5. ひとり親家庭の方（18歳未満または高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のない者及び当該児童）
 6. 精神障害者保健福祉手帳1級の方
 7. 精神障害者保健福祉手帳2級で、身体障害者手帳3級または4級の方
 8. 精神障害者保健福祉手帳2級で、知的障がいのある方
- ※対象となるには1～8のいずれも所得制限があります。
 ※3及び8の知的障がいは判定機関により判定します（概ねIQ50以下）。
 ※市町村の窓口で申請し、対象者として認定されると「福祉医療費医療証（資格証）」が交付されます。

【申請窓口】

市町村です。

詳しくは、お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

【助成内容】

1. 病院、診療所（歯科を含む）では、自己負担は医療費の1割で、次の額が上限となります（1ヶ月・1医療機関あたり）。
 - ・20歳未満障がい児・者 → 入院2,000円、入院外1,000円
 - ・市町村民税非課税世帯に属する方 → 入院2,000円、入院外1,000円
 - ・上記以外の方 → 入院20,000円、入院外6,000円
2. 薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう及びあんま・マッサージ施術所、治療用装具製作所、訪問看護ステーションでは、自己負担はありません（医療保険適用後の自己負担の全額を助成）。

【ご利用上の留意点】

◇特定疾病療養、自立支援医療、肝炎治療など他制度の医療証をお持ちの方へ◇

福祉医療は、他制度を優先的に適用する制度です。

医療機関では、必ず、特定疾病療養受給者証、自立支援医療受給者証、肝炎治療受給者証等をご提示ください。

なお、これらの他制度を利用したうえでも、福祉医療の上限額の方が低い場合には、福祉医療の助成も受けられます。

6. 手帳所持を条件としないサービス（交通費助成等）

平成27年4月1日現在

市町村名	対象者	サービスの内容
松江市	自立支援医療(精神通院)対象者	①病院・診療所等の自己負担月額のうち、千円を超える額を助成 ②薬局の自己負担額の全額を助成
	18歳未満(高校3年生以下、就労していても対象)で身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児(両耳の聴力30dB以上70dB未満)	難聴児の補聴器購入費助成：補聴器の種類ごとに定められた基準額の約2/3を助成(千円未満切捨て)(購入前申請必要)
浜田市	自立支援医療(精神通院)対象者	非課税の方を対象に、通院医療費の自己負担額を半額助成
出雲市	自立支援医療(精神通院)対象者	自己負担する医療費の半額を助成
	自立支援医療(育成医療)対象者	入院2,000円、通院1,000円を超える自己負担分を助成
	車椅子でなければ外出できない者(在宅)	障がい者福祉タクシー利用券(500円・年間72枚) 住民税非課税要件有 ①対象者が18才以上の場合：交付対象者とその配偶者 ②対象者が18才未満の場合：世帯全員
	ストレッチャーでなければ外出できない者(在宅)	障がい者福祉タクシー利用券(500円・年間144枚) 住民税非課税要件有 ①対象者が18才以上の場合：交付対象者とその配偶者 ②対象者が18才未満の場合：世帯全員
	人工透析で通院する患者	通院医療機関への距離が片道5km以上(医療機関の送迎等は除く)の場合、距離に応じて交通費を助成
益田市	自立支援医療(精神通院医療)対象者であり、その所得区分が非課税世帯の者	自己負担上限額の半額(1,250円又は2,500円)を超える額を助成
	益田・美都地域に住所がある特別障害者手当受給者	福祉タクシー利用券(1枚500円)を年間12枚交付
	匹見地域に住所がある70歳以上の者、歩行が困難と市長が認めた者	対象区間ごとに自己負担が定められた福祉タクシー利用券を年間48枚交付(但し自己負担が350円未満の場合は350円、1,200円を超える場合は1,200円の負担あり)
大田市	特定疾患治療研究事業実施要綱に定める対象疾病患者、難病の患者に対する医療等に関する法律に定める対象難病患者	バス利用運賃の1/4、JR列車利用運賃の1/2、病院が実施している有料送迎バス等利用料の1/2助成。片道2km以上、補助額上限2万円/月 なお、通院に週2回以上、個人でタクシーを利用する場合、通院距離に応じて別途助成あり。
	自立支援医療(精神通院)対象者	通院医療費の自己負担額の半額助成
安来市	自立支援医療(精神通院)対象者	精神医療費 非課税の方を対象に、自己負担する医療費の半額を助成
江津市	自立支援医療(精神通院)対象者	非課税の方を対象に通院医療費の自己負担額の半額助成
	18歳未満で身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児	難聴児の補聴器購入費助成：補聴器購入費の9割 ※ただし基準額あり(差額は自己負担、購入前申請必要)
雲南市	自立支援医療(精神通院)対象者	医療費：自己負担額の3/4助成 交通費：交通費の半額(上限5,000円/月)
	ストレッチャー等でなければ外出できない者(在宅)	福祉タクシー利用券(500円、年間上限60枚又は120枚まで。ただし、申請月により異なる。)
奥出雲町	自立支援医療(精神通院)対象者	交通費：町外の指定医療機関に鉄道を利用して通院するときの通院実費の半額助成。ただし、自家用車により通院する場合は、自宅又は自宅最寄り駅から医療機関までの近い方の距離に基本額を乗じた金額の1/2を助成。(基本額は町の規定による) 医療費：自己負担額の3/4助成
	障害福祉サービス事業所通所者(5日/月以上通所)	通所交通費全額又は9割負担
	自立支援医療(精神通院)対象者、特定疾患医療受給者証所持者	18歳以上65歳未満の調理が困難な障がい者であって同一世帯に調理ができる者がいない者や、同一世帯で障がい者が養育する18歳未満の児童に対して弁当を配達する。 利用料 住民税課税世帯 500円、住民税非課税世帯 400円

市町村名	対 象 者	サービスの内容
奥出雲町	18歳未満(高校3年生以下、就労していても対象)で身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児(両耳の聴力30db以上70db未満)	難聴児の補聴器購入費助成：補聴器の種類ごとに定められた基準額の約2/3を助成(千円未満切り捨て)(購入前申請必要)
飯南町	障がい福祉サービス利用者	交通費半額助成(町営バス運賃割引)
	自立支援医療制度対象者(精神通院公費)	通院交通費半額助成
	自立支援医療制度対象者(精神通院公費)	通院医療費の自己負担額の3/4を助成
川本町	自立支援医療(精神通院)対象者	通院交通費の1/2助成(月2回まで。上限1万円/月)
	自立支援医療(精神通院)対象者	通院医療費 1医療機関につき、自己負担が1,000円を上回る場合に差額を助成
美郷町	一般就労を目的とした就労支援を受けるために事業所へ通所する障害者(身体、知的、精神)	交通費全額助成(自家用車、バイク等の場合は1km20円*往復距離として算出。)
	地域活動支援センター通所者(継続的利用者)	交通費全額助成(自家用車、バイク等の場合は1km20円*往復距離として算出。)
	自立支援医療(精神通院)を受給する者	通院交通費助成(往復月2回まで、自家用車の場合は1km20円*往復距離として算出。やむを得ずタクシーを利用する場合は、最寄りの駅・バス停等から公共交通機関を利用した場合の金額を算出)
邑南町	自立支援医療(精神通院)対象者	町営バス運賃の半額助成
	授産施設等通所者	通院交通費助成 上限10千円(課税世帯は5千円)
	精神通院医療費公費負担患者	通院医療費 半額助成 通院交通費 全額助成(月4回を上限、課税世帯は半額)
津和野町	自立支援医療(精神通院)対象者	通院医療費 精神通院医療について自己負担額を全額助成 通院交通費 半額助成(上限5千円/月)
	町営バス乗車料助成	町内医療機関受診の際の町営バス復路乗車券を医療機関で配布
吉賀町	精神障害者通院患者	通院交通費半額助成(上限5千円/月)通院医療費の自己負担額
	デイサービス施設(障害児)通所者	通院公共交通費半額助成
海士町	隠岐養護学校通学者	交通費の半額助成
	共同作業所通所者	交通費の半額助成
西ノ島町	自立支援医療(精神通院)受給者証所持者・通所サービス利用者	町営バス利用運賃の1/2
	中学生以下の児童、不妊治療を受ける方、必要な付添者	町外通院にかかる交通費・宿泊費の半額を助成
	中学生以下の児童	医療費の自己負担額を全額助成
知夫村	通院医療費公費負担患者	通院交通費 本人 8,000円/1回 付添い 4,000円/1回
		通院医療費 月額自己負担上限額の1/2を償還払い
隠岐の島町	人工透析で通院する患者	通院費助成 3万円/年
	自立支援医療(精神通院)を受給する者	通院医療費助成 自己負担額の50/100以内
	18歳未満で身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児(両耳の聴力30db以上70db未満)	難聴児の補聴器購入費助成：補聴器の種類ごとに定められた基準額の約2/3を助成(千円未満切り捨て)(購入前申請必要)

7. 精神科病院及び精神科標榜病院・診療所一覧

(1) 精神科病院（精神病床を有する病院）

平成27年4月1日現在

圏域	医療機関名	〒	所在地	電話番号	精神 病床数	指定病院 指定 病床数
松江	松江赤十字病院	690-8506	松江市母衣町200番地	0852-24-2111	45	4
	松江市立病院	690-8509	松江市乃白町32-1	0852-60-8000	50	4
	医療法人青葉会松江青葉病院	690-0015	松江市上乃木五丁目1番8号	0852-21-3565	300	5
	医療法人仁風会八雲病院	690-0033	松江市大庭町1460-3	0852-23-3456	161	8
	こなんホスピタル	699-0402	松江市宍道町白石129番地1	0852-66-0712	147	4
	社会医療法人昌林会安来第一病院	692-0011	安来市安来町899-1	0854-22-3411	228	8
雲南	医療法人コスモ会奥出雲コスモ病院	699-1311	雲南市木次町里方1275-2	0854-42-3950	100	-
出雲	医療法人同仁会海星病院	693-0011	出雲市大津町3656-1	0853-21-3521	166	6
	島根県立こころの医療センター	693-0032	出雲市下古志町1574-4	0853-30-0556	242	県立
	島根大学医学部附属病院	693-8501	出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111	30	国等
	島根県立中央病院	693-8555	出雲市姫原四丁目1-1	0853-22-5111	40	県立
大田	医療法人恵和会石東病院	694-0064	大田市大田町大田イ860-3	0854-82-1035	168	5
浜田	社会医療法人清和会西川病院	697-0052	浜田市港町293-2	0855-22-2390	410	8
益田	医療法人正光会松ヶ丘病院	698-0041	益田市高津四丁目24-10	0856-22-8711	215	7
隠岐	隠岐広域連合立隠岐病院	685-0016	隠岐郡隠岐の島町城北町355番地	08512-2-1356	22	-

(2) 精神科病院以外の精神科を標榜する病院又は診療所

平成27年4月1日現在

圏域	医療機関名	〒	所在地	電話番号
松江	心身一如医食同源心療内科漢方松江駅前クリニック	690-0001	松江市東朝日町136-2	0852-28-3131
	ビタミン・ミネラル自然治癒力活性全人介護医療・心療内科漢方松江駅前クリニック	690-0001	松江市東朝日町136-2	0852-28-3131
	漢方女性クリニック・mio	690-0003	松江市朝日町498松江センタービル2階	0852-28-0211
	飯島クリニック	690-0007	松江市御手船場町568太田ビル3F	0852-23-1007
	島根県立心と体の相談センター	690-0011	松江市東津田町1741-3	0852-32-5905
	レディースメンタルクリニック一粒の麦	690-0017	松江市西津田3丁目13-21	0852-67-3100
	とみさわクリニック	690-0025	松江市八幡町266-5	0852-67-1927
	やましろクリニック	690-0031	松江市山代町1001番地	0852-27-9696
	釜瀬クリニック	690-0052	松江市堅町81番地	0852-22-1266
	こころの診療所細田クリニック	690-0058	松江市田和山町112	0852-24-3200
	医療法人社団正心会 松北診療所	690-0822	松江市下東川津町251-1	0852-27-1000
	心身一如医食同源心療漢方内科日本ホリスティッククリニック	690-0825	松江市学園1-7-30	0852-27-1135
	心療内科漢方内科全人統合医療日本ホリスティッククリニックインターナショナルディビジョン	690-0825	松江市学園1-7-30	0852-31-1301
	心療内科漢方松江クリニック	690-0825	松江市学園1-7-35 アパルトマンのつ306	0852-27-1311
	メディカルカウンセリングセンタークリニック大竹	690-0826	松江市学園南二丁目12番5号	0852-31-7100
	小松クリニック	690-0876	松江市黒田町30-4	0852-59-5218
	さんメンタルクリニック	690-0884	松江市南田町95番地17あさひビル3階	0852-20-2807
	杉原クリニック	692-0022	安来市南十神町19-9	0854-22-1222

圏域	医療機関名	〒	所在地	電話番号
雲南	飯南町立飯南病院	690-3207	飯石郡飯南町頓原2060	0854-72-0221
	雲南市立病院	699-1221	雲南市大東町飯田96番地1	0854-43-2390
	自然治癒力活性全人介護医療心療漢方内科 横田スサノオクリニック	699-1832	仁多郡奥出雲町横田1009-6	0852-31-1301
	永生クリニック	699-1832	仁多郡奥出雲町横田1063番地1	0854-52-0250
出雲	さとうクリニック	691-0001	出雲市平田町989番地1	0853-62-4311
	さつきクリニック	691-0001	出雲市平田町2944番地20	0853-63-5601
	出雲市立総合医療センター	691-0003	出雲市灘分町613	0853-63-5111
	医療法人同仁会あさひクリニック	693-0021	出雲市塩冶町950-2	0853-20-1058
	竹内クリニック	693-0021	出雲市塩冶町1466-1	0853-23-8686
	日本ホリスティッククリニック佐々木医院	693-0028	出雲市塩冶善行町14-1	0853-25-1311
	医療法人エスポアール出雲クリニック	693-0051	出雲市小山町361-2	0853-21-9779
	まつぎクリニック	693-0068	出雲市姫原4-10-2	0853-31-7700
大田	大田市立病院	694-0063	大田市大田町吉永1428-3	0854-82-0330
	邑智郡公立病院組合公立邑智病院	696-0193	邑智郡邑南町中野3848-2	0855-95-2111
浜田	たかさごクリニック	695-0011	江津市江津町1110-15	0855-52-5100
	心療内科田中クリニック	697-0023	浜田市長沢町3156	0855-24-1650
	社会医療法人清和会 ころろクリニックせいわ	697-0026	浜田市田町52-7	0855-28-7350
	小池医院	697-1322	浜田市日脚町425番地	0855-27-1020
益田	益田駅前クリニック	698-0024	益田市駅前町17-1 益田駅前ビル208	0856-22-8338
	おちハートクリニック	698-0041	益田市高津8丁目5-2	0856-23-1588
隠岐	海士町国民健康保険海士診療所	684-0403	隠岐郡海士町海士1466	08514-2-0200
	隠岐広域連立隠岐島前病院	684-0303	隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地1	08514-7-8211
	国民健康保険知夫村診療所	684-0100	隠岐郡知夫村1106-3	08514-8-2011

(3) 認知症治療病棟設置病院

平成27年4月1日現在

医療機関名	〒	所在地	電話番号
医療法人仁風会八雲病院	690-0033	松江市大庭町1460-3	0852-23-3456
社会医療法人昌林会安来第一病院	692-0011	安来市安来町899-1	0854-22-3411
社会医療法人清和会西川病院	697-0052	浜田市港町293-2	0855-22-2390
医療法人正光会松ヶ丘病院	698-0041	益田市高津四丁目24-10	0856-22-8711

(4) 応急入院指定病院

平成27年4月1日現在

医療機関名	〒	所在地	電話番号
社会医療法人昌林会安来第一病院	692-0011	安来市安来町899-1	0854-22-3411
島根県立こころの医療センター	693-0032	出雲市下古志町1574-4	0853-30-0556
社会医療法人清和会西川病院	697-0052	浜田市港町293-2	0855-22-2390

8. 精神保健福祉デイ・ケア、グループ一覧

平成27年4月1日現在

(1) 精神保健福祉デイ・ケア

精神障がい者等に対して行う通院医療の一形態。医療チームが昼間の一定時間に集団精神療法や作業指導、レクレーション活動等を行う。診療報酬が適用される。

① 精神科デイ・ケア

圏域	名 称	開 催 日	連 絡 先	電話番号
松江	松江市立病院精神科デイケア	毎週火・水・木曜日	〒690-8509 松江市乃白町32-1 松江市立病院精神科外来	0852-60-8000 (代表)
	八雲病院精神科デイケアたんばぼ	毎週月曜日～金曜日	〒690-0033 松江市大庭町1460-3 八雲病院地域連携室	0852-23-3456
	安来第一病院デイケアドリーム	毎週月曜日～土曜日	〒692-0011 安来市安来町899-1 安来第一病院外来(デイケアセンター)	0854-22-3411
	こなんホスピタル精神科デイケア ふれんず	毎週月曜日～金曜日	〒699-0402 松江市宍道町白石129-1 こなんホスピタル精神科デイケアふれんず	0852-66-0712
	松江青葉病院 デイケアあおば	毎週月曜日～金曜日	〒690-0015 松江市上乃木五丁目1番8号 松江青葉病院 デイケアあおば	0852-21-3565
	釜瀬クリニック精神科デイケア 堅町デイハウス	毎週月・火・水・金・土曜日	〒690-0052 松江市堅町81 釜瀬クリニック	0852-22-1266
	小松クリニックデイケア ANDANTE	毎週月・火・木・金・土曜日 (金の午前中は女性のみ)	〒690-0876 松江市黒田町30-4 小松クリニック	0852-59-5218
	杉原クリニックデイケア とかみクラブ	毎週土曜日	〒692-0022 安来市南十神町19-1 杉原クリニック	0854-22-1222
雲南	奥出雲コスモ病院 精神科デイケア	毎週木曜日	〒699-1311 雲南市木次町里方1275-2 奥出雲コスモ病院 外来	0854-42-3950
出雲	県立こころの医療センターデイケア	毎週月曜日～金曜日	〒693-0032 出雲市下古志町1574-4	0853-30-0556 (代表)
	あさひクリニックデイケアひだまり	毎週月曜日～土曜日	〒693-0021 出雲市塩冶町950-2 あさひクリニック	0853-20-1060
	エスポアール出雲クリニックデイケア ピノキオ	毎週月曜日～金曜日	〒693-0051 出雲市小山町361-2 エスポアール出雲クリニック	0853-25-3948
大田	石東病院 精神科デイケアはばたき	毎週月曜日～金曜日	〒694-0064 大田市大田町大田イ860-3 石東病院精神科デイケア はばたき	0854-82-7439
浜田	西川病院精神科デイケア来夢	毎週月曜日～金曜日	〒697-0052 浜田市港町293-2 西川病院精神科デイケアセンター	0855-22-5272
	心療内科田中クリニック エアリーハウス	毎週月・火・木・金	〒697-0023 浜田市長沢町3169-1 心療内科田中クリニック	0855-22-4970
益田	松ヶ丘病院精神科デイケア	毎週月曜日～金曜日	〒698-0041 益田市高津町四丁目24-10 松ヶ丘病院	0856-22-8711

② 重度認知症患者デイ・ケア

名 称	開 催 日	連 絡 先	電話番号
八雲病院デイケアやくも	毎週月曜日～金曜日	〒690-0033 松江市大庭町1460-3 八雲病院デイケアやくも	0852-23-3456 (呼出)
エスポアール出雲クリニック 小山のおうち	毎週月曜日～土曜日	〒693-0051 出雲市小山町361-2 エスポアール出雲クリニック	0853-21-9779
西川病院デイケア “ゆうゆう”	毎週月曜日～土曜日	〒697-0052 浜田市港町293-2 西川病院デイケア “ゆうゆう”	0855-22-3033
松ヶ丘病院デイケア	毎週月曜日～金曜日	〒698-0041 益田市高津町四丁目24-10 松ヶ丘病院	0856-22-8711

③ 高次脳機能障害デイ・ケア

名 称	開 催 日	連 絡 先	電話番号
松江青葉病院 デイケアあおば	毎週月曜日～金曜日	〒690-0015 松江市上乃木五丁目1番8号 松江青葉病院 デイケアあおば	0852-21-3565
エスポアール出雲クリニック デイケア きらり	毎週月曜日～金曜日	〒693-0051 出雲市小山町361-2 エスポアール出雲クリニック デイケアきらり	0853-25-3949
松ヶ丘病院精神科デイケア	毎週月曜日～金曜日	〒698-0041 益田市高津町四丁目24-10 松ヶ丘病院	0856-22-8711

(2) 行政機関が開催するグループ活動

① 市町村によるグループ

地域で暮らす精神障がい者の社会参加の促進や仲間との交流を図るために市町村で行われるレクレーション活動や創作活動等の事業。

圏域	名 称	開 催 日	連 絡 先	電話番号
松江	松江市大野しあわせ会	毎月第2木曜日	〒690-8540 松江市末次町86 松江市役所 保健福祉課家庭相談室	0852-55-5236
	松江市鹿島町つばき会	毎月1回	〒690-0401 松江市鹿島町佐陀本郷640-1 松江市役所鹿島支所 市民生活課	0852-55-5706
	松江市東出雲町デイケア	年9回	〒699-0192 松江市東出雲町揖屋1142 松江市役所東出雲支所 市民生活課	0852-55-5844
雲南	奥出雲町緑風会	年1回	〒699-1511 仁多郡奥出雲町三成1622-2 奥出雲健康センター内 奥出雲町役場健康づくり推進課	0854-54-2781
	飯南町かざぐるまの会	月1回	〒690-3207 飯石郡飯南町頼原2064 飯南町役場 保健福祉課	0854-72-1770
浜田	浜田市旭町れんげ会	毎月1回	〒697-0425 浜田市旭町今市637 浜田市旭支所 市民福祉課	0855-45-1435
益田	津和野町患者会紅くじゃくの会	毎月1回	〒699-5605 鹿足郡津和野町後田口64-6 津和野町役場 健康福祉課	0856-72-0657
	吉賀町なかよし会	毎月1回	〒699-5501 鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町役場 保健福祉課	0856-77-1165
隠岐	海士町デイケアさくら会	毎月第2・4火曜日	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490 海士町役場 健康福祉課	08514-2-1822
	西ノ島町デイケアつばき会	毎月1回	〒684-0211 隠岐郡西ノ島町浦郷534 西ノ島町役場 健康福祉課	08514-6-0104
	知夫村デイケア笑庵	年4回	〒684-0102 隠岐郡知夫村1065 知夫村役場 村民福祉課	08514-8-2211
	隠岐の島町デイケア若葉会	毎月1回	〒685-0021 隠岐郡隠岐の島町岬町四309-1 地域活動支援センター 太陽	08512-2-5699

② 小集団グループ活動クローバー

主としてひきこもりの悩みを抱える者が、安心して定期的に通うことができる場を提供し、集団活動を通じて自信の回復と社会適応の促進を図ることを目的としたグループ。

名 称	開 催 日	連 絡 先	電話番号
小集団グループ活動クローバー	毎週木曜日	〒690-0011 松江市東津田町1741-3 島根県立心と体の相談センター相談・判定課	0852-32-5905

9. 精神家族会一覧

平成27年5月現在

家族会名	会員数	郵便番号	所在地
松江市立病院光雲会	7	690-8509	松江市乃白町32-1 松江市立病院精神科
松江赤十字病院家族会	4	690-8506	松江市母衣町200 松江赤十字病院精神科
特定非営利活動法人八雲会	25	690-0033	松江市大庭町下の原761-1
NPO法人松江さくら会	22	690-0047	松江市嫁島町4-29
特定非営利活動法人松江あけぼの会	10	690-0823	松江市西川津町2652-13
島根町かもめ会	3	690-0401	松江市島根町加賀1175-1
東出雲町家族会すみれ会	6	699-0101	松江市東出雲町掛屋1142
宍道碧雲会	16	699-0405	松江市宍道町上来待213-1
コスモス会	1	690-1406	松江市八束町二子926-5
虹の元会（旧まるべりー家族会）	10	690-0064	松江市天神町93 「まるべりー松江」内
安来第一病院家族会	11	692-0011	安来市安来町899-1 安来第一病院医療相談室
奥出雲町精神障害者家族会	20	699-1511	仁多郡奥出雲町三成358-1 奥出雲町役場仁多庁舎
雲南市精神障がい者家族会	43	699-1392	雲南市木次町木次1013-1 雲南市役所健康推進課
飯南町家族会やまゆりの会	13	690-3207	飯石郡飯南町頓原2046 保健福祉センター
家族会海星会	5	693-0011	出雲市大津町3656-1 海星病院医療相談課
こころの会	23	693-0032	出雲市下古志町1574-4 島根県立こころの医療センター
斐川町心の健康を守る会	7	699-0505	出雲市斐川町莊原町1655（会長自宅）
ひらた・さつき家族会	10	691-0003	出雲市灘分町532-1 障害者ミニデイサービス「フィリア」内
大社町希望の会	5	699-0701	出雲市大社町杵築東579 大社町障害者共同作業所なかよし
大田地域家族会親和会	20	694-0064	大田市大田町大田口810-30
川本町家族会	4	696-8501	邑智郡川本町川本545-1 川本町役場健康福祉課
邑南町家族会	8	696-0222	邑智郡邑南町下田所334 ハートフルみずほ内

家 族 会 名	会員数	郵便番号	所 在 地
西川病院家族会いわみ会	20	697-0052	浜田市港町293-2 西川病院医療相談室
松ヶ丘病院家族会「連理会」	20	698-0041	益田市高津4丁目24番10号 松ヶ丘病院内
益田地域家族会	4	698-0036	益田市須子町57-1
島後地区家族会	20	685-0021	隠岐郡隠岐の島町岬町中の津四309番地1
西ノ島町家族会	13	684-0302	隠岐郡西ノ島町別府205-8 福) シオンの園ございな内
美郷町心の健康を守る会	5	699-4692	邑智郡美郷町粕淵373-1
知夫村家族会	6	684-0100	隠岐郡知夫村1065 知夫村役場内
美保関町ひまわり会	4	690-1312	松江市美保関町森山535-14 山根操様方
きょうだい・しまい「林泉の会」	2	690-0868	松江市湊北台34-2-238 岡澤様方
アクティブ工房家族の会	3	697-0052	浜田市港町284-8
海士町家族会	5	684-0403	隠岐郡海士町海士1470-1
出雲地域精神障がい者家族会	10	693-0014	出雲市武志町693-1
吉賀町希望の会	2	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町役場保健福祉課
合 計	387		

・上記は、島根県精神保健福祉会連合会の会員である家族会です。

平成10年3月に「島根県精神保健福祉会連合会」が法人化（社団法人）された。

平成26年4月に一般社団法人となった。

家族会名	会員数	郵便番号	所在地	電話番号&FAX
島根県精神保健福祉会連合会	35団体 会員387名	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根 2階内	0852-32-5927

10. 精神保健ボランティア組織一覧

平成27年5月現在、県内に精神保健ボランティアグループは8組織結成されている。

組 織 名	郵便番号	事務局住所	電話番号
松江ほほえみの会	690-0032	松江市大草町679-3	0852-28-5255 (FAX兼用)
出雲ほほえみの会	699-0555	出雲市斐川町坂田1581	0853-63-0650 (FAX兼用)
うさぎの会	694-0041	大田市長久町長久口335-1 社会福祉法人 亀の子	0854-83-7882 (FAX兼用)
のぞみの会	699-3213	浜田市三隅町河内981	0855-32-0046 (FAX兼用)
七色の会	696-0314	邑智郡邑南町岩屋482	0855-83-1382 (FAX兼用)
さくらんぼの会	685-0011	隠岐郡隠岐の島町栄町1073	08512-2-3105 (FAX兼用)
こもれび	698-0041	益田市高津四丁目9-13	0856-22-7795 (FAX兼用)
つくしの会	699-1832	仁多郡奥出雲町横田924	0854-52-1281 (FAX兼用)

・上記は、組織結成の順番です。

平成16年9月に「島根県精神保健ボランティア連絡協議会」が設立された。

組 織 名	郵便番号	事務局住所	電話番号
島根県精神保健ボランティア 連絡協議会	699-0555	出雲市斐川町坂田1581	0853-63-0650 (FAX兼用)

11. 精神当事者会一覧

平成27年5月1日現在

クラブ名	郵便番号	住 所	電話番号
つばみ会	690-0045	松江市乃白町32-1 松江市立病院 精神科外来	0852-60-8000
かやの実会	690-0886	松江市母衣町200 松江赤十字病院 精神神経科外来	0852-24-2111
杉の実会	692-0011	安来市安来町927-2 安来地域活動支援センター ステップ	0854-23-0357
あじさいの会	690-0033	松江市大庭町1461-3 地域活動支援センター ビ・フレンジング	0852-23-4111
四季の会	690-0888	松江市北堀48 アクティヴきたほり	0852-26-2222
サークル雲南	690-2405	雲南市三刀屋町古城45-6 地域活動支援センター パレット	0854-45-0020
あじさい会	699-0816	出雲市下古志町1574-4 県立こころの医療センター 総合リハビリテーション室	0853-30-0556
出雲人の会	699-0552	出雲市斐川町中洲391-2 コーポグリーンライフ12号 畑 貴純様方	0853-72-0497
フィリア	691-0003	出雲市灘分町532-1 障がい福祉サービス事業所 相談支援事業所フィリア	0853-62-4782
三瓶友の会	694-0041	大田市長久町長久口267-6 地域活動支援センター のほほん内	0854-84-0273
ふたば会	697-0052	浜田市港町285-1 地域活動支援センター オアシス	0855-28-7311
たんぼぼ倶楽部	695-0011	江津市江津町49 梅田 繁様方	0855-52-5893
吉賀町希望の会	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町役場保健福祉課	0856-77-1165

平成18年5月27日に「鳥根県精神当事者連絡会」が設立された。

組 織 名	郵便番号	住 所	電話番号
鳥根県精神当事者連絡会	699-0552	出雲市斐川町中洲391-2 コーポグリーンライフ12号 畑 貴純様方	0853-72-0497

(参考)

島根県における「障害」表記の取扱いについて

【1】方針

「障害」という表記について、障害者団体等からの「[害]」の字に否定的な意味があるので「障がい」に改めてほしい」という要望等を踏まえ、文章の前後の文脈から「障害」が人や人の状態を表す場合には、「障がい」とひらがな表記にすることを原則とする。

【2】実施日

平成22年4月1日から実施する。

【3】実施内容

(1) 県が作成する公文書、啓発資料等について、従来、「障害者」、「障害」と表記していたものを、「障がい者」、「障がい」と表記する。

なお、「障がい者」について、「障がいがある人」、「障がいのある方」等の使用を制限するものではない。

(2) 実施日以降、県が新たに作成する公文書等を対象とする。

(3) 県民、市町村、関係機関、団体等に対し、県が使用するひらがな表記について理解を求めるが、それぞれの表記使用については、自主的判断に委ねるものとする。

(4) 表記変更の適用例

区分	種別	備考
表記変更をするもの	1. 公文書 2. 広報誌、啓発資料、チラシ、パンフレット、ホームページ 3. 計画等冊子、看板、標識	・本県の責任において作成・使用するものは、特段の支障がない限り変更する。 ・既存の各種計画や看板等については、今後、更新を行う際に合わせて変更する。
表記変更をしないもの	1. 法令、条例等の名称やこれらに規定されている用語 2. 団体、施設等の固有名称 3. 人や人の状態を表さないもの 4. その他適当でないもの	(例) 障害者自立支援法、障害基礎年金 (例) 障害者スポーツ協会 (例) 障害物、電波障害、交通上の障害 (例) 医療用語、学術用語等の専門用語著作物からの引用
	これらのうち、本県の責任において作成・使用するものは、今後、表記変更の定着状況や国等の動向をみながら、対応を検討する。	

業務概要平成27年度版（平成26年度実績）

発行 島根県立心と体の相談センター
〒690-0011 島根県松江市東津田町1741番地3
いきいきプラザ島根（2階）
TEL 0852-32-5905
FAX 0852-32-5924
<http://www.pref.shimane.lg.jp/kokoro/>

発行年月 平成27年9月

- ◎この印刷物は、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。
- ◎リサイクル適性の表示
この印刷物は、Aランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。